

## 参考資料 目次

### 参考資料 1

省エネ法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 8

### 参考資料 2

提出書類及び提出期限について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 6

### 参考資料 3

管理マニュアル作成例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 2

### 参考資料 4

判断基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 4

### 参考資料 5

特定事業者（教育委員会）一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 0

### 参考資料 6

省エネ法にかかるQ&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 4

### 参考資料 7

省エネ関係情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 6

### 参考資料 8

「学校等における省エネルギー推進・継続するための  
手引き(仮称)」の作成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 0

# 参考資料 1

## ■省エネ法について

- ✓ 省エネ法の概要
- ✓ 省エネ法について
- ✓ 事業者の義務
- ✓ 地球温暖化対策の推進に関する法律の概要

## 省エネ法の概要

### 省エネ法の概要

「気象変動の緩和策」である温室効果ガスの排出削減対策について、我が国では様々な法整備がなされています。その柱のうち「省エネ」については、いわゆる「省エネ法」がその中核を担ってきました。

元々「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を正式名称としてきた「省エネ法」は、石油危機を契機として昭和54（1979）年に制定された法律です。省エネ法は、22度にわたる石油危機（オイルショック）の経験を踏まえ、「内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」と「工場・事業場、輸送、建築物、機器器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的に制定されています。現在では、「地球温暖化対策」あるいは「気象変動対策」の視点から、時代の状況に応じた改正が実施され、現在に続いています。（図 参考－1）。



図 省エネ法改正の経緯

（出所）：資源エネルギー庁、『今後の省エネ法について』，2021年12月24日，第36回 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 事務局資料

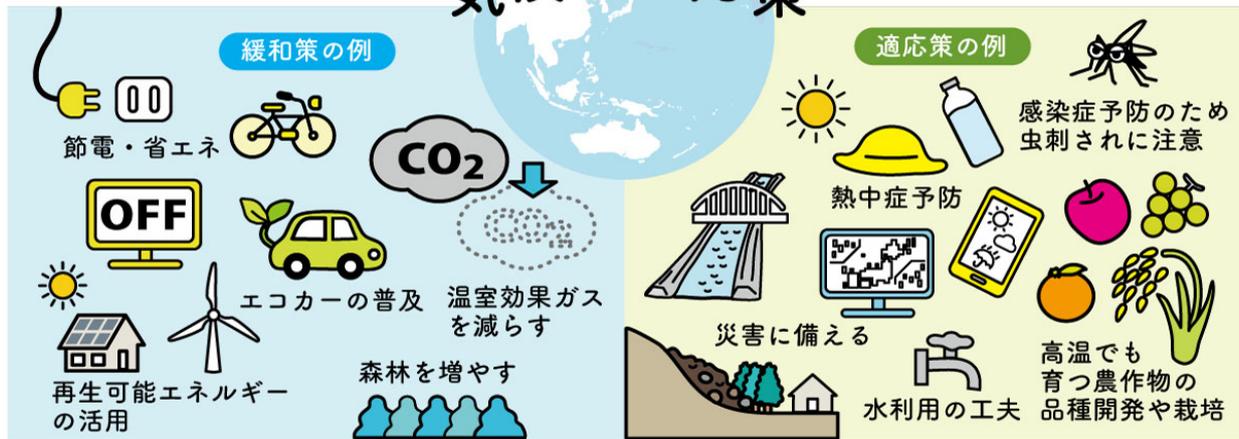
### 2023年4月施行の「改正省エネ法」

図1-4のとおり、従来の省エネ法は2018年12月施行のものが「現行法」でありましたが、これを2022年5月に改正、2023年4月より「改正省エネ法」が施行されました。法律名も、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（この手びきでは、以降、本法を「省エネ法」と表記します）と改められました。

省エネ法は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて非化石エネルギーの導入拡大が必要であることや、太陽光発電等の供給側の変動に応じて電気の需要の最適化が求められることを踏まえ、非化石エネルギーを含めた全てのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を求めるとともに、電気の需要の最適化を促す法体系に変わりました。

# 緩和とは？ 2つの 適応とは？

原因を少なく 気候変動対策 影響に備える



気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

図 気候変動対策「緩和と適応」

(出所)：環境省 なお熱中症予防のための冷房使用は、緩和策と「二律背反」になる可能性がある。

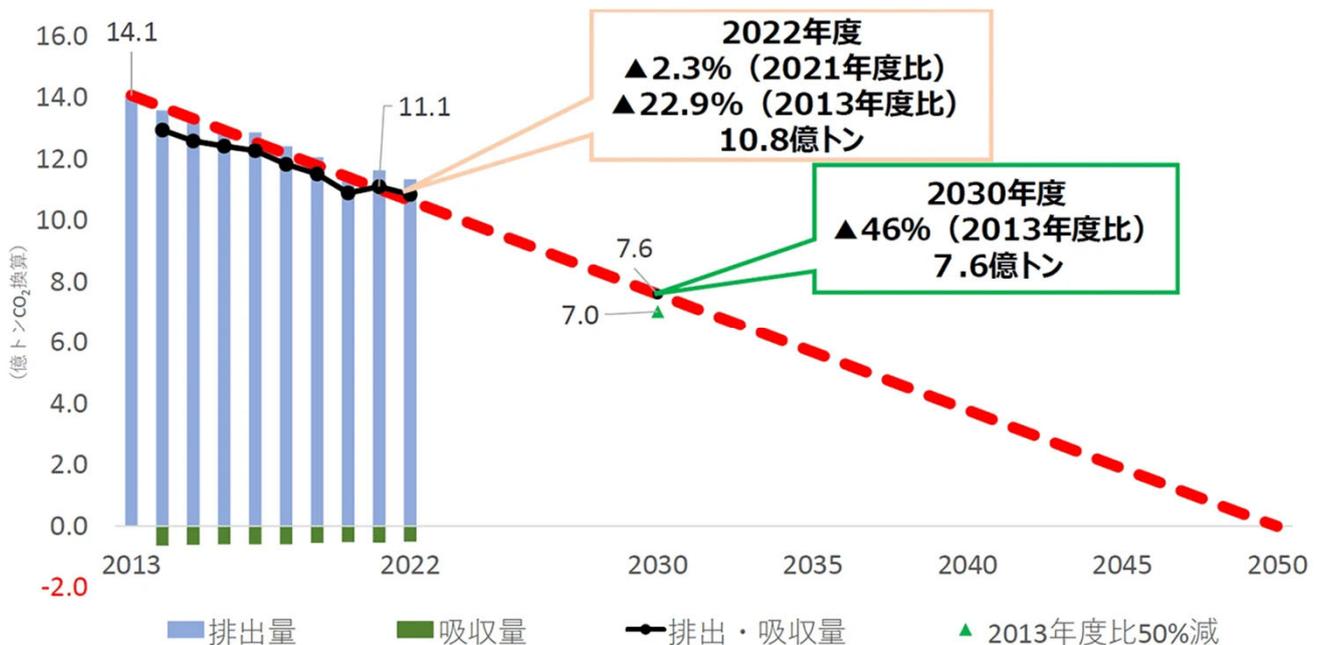


図 2030年度目標および「2050カーボンニュートラル」に対する進捗

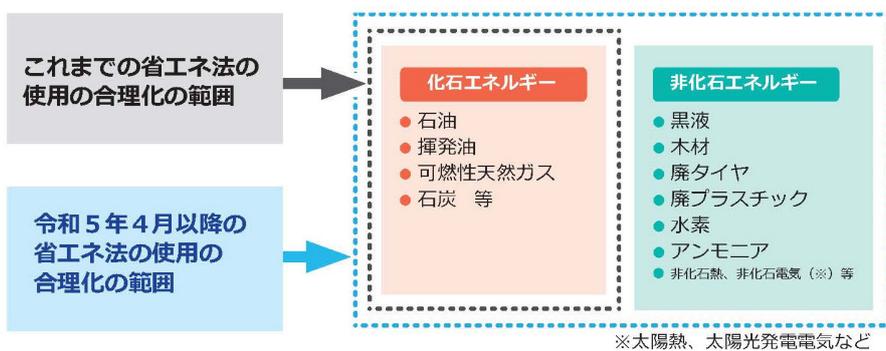
(出所)：環境省/国立環境研究所 温室効果ガスインベントリオフィス, 『2022年度の温室効果ガス排出・吸収量 (概要)』, 2024年04月12日)

## 省エネ法とは

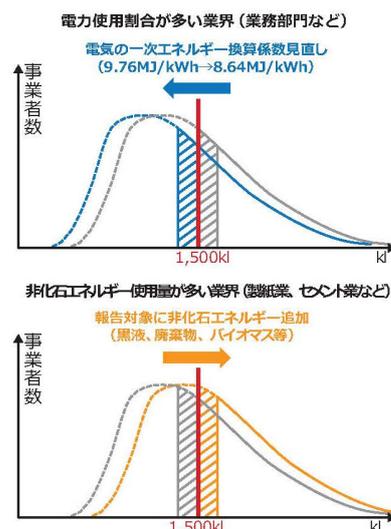
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ法」という。）は、一定規模以上（原油換算で1,500kl/年以上のエネルギーを使用する）の事業者に、エネルギーの使用状況等について定期的に報告いただき、省エネや非化石転換等に関する取組の見直しや計画の策定等を行っていただく法律です。

## 省エネ法におけるエネルギー

省エネ法におけるエネルギーとは、以下の青枠に示す燃料、熱、電気を対象としています。令和5年4月から新たに非化石エネルギーが報告対象に加わり、それに伴い業態ごとに右図のようなエネルギー使用量の変動が想定されます。

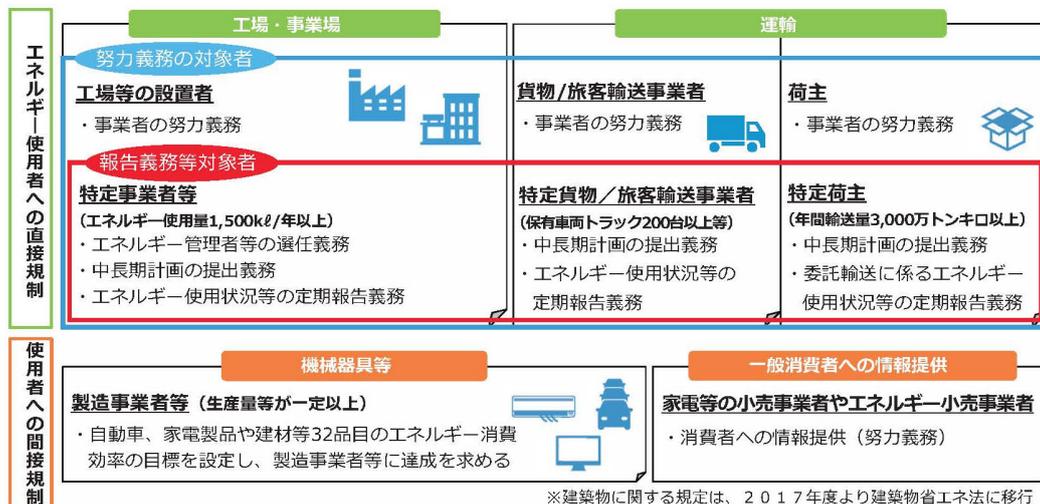


すべてのエネルギーの使用の合理化が求められます。



## 省エネ法が規制する分野

省エネ法がエネルギー使用者へ直接規制する事業分野としては、工場・事業場及び運輸分野があります。工場等（工場又は事務所その他の事業場）の設置者や輸送事業者・荷主に対し、省エネ取組を実施する際の目安となるべき判断基準を示すとともに、一定規模以上の事業者にはエネルギー使用状況等を報告させ、取組が不十分な場合には指導・助言や合理化計画の作成指示等を行うこととしています。また、エネルギー使用者への間接規制として、機械器具等（自動車、家電製品や建材等）の製造又は輸入事業者を対象とし、機械器具等のエネルギー消費効率の目標を示して達成を求めるとともに、効率向上が不十分な場合には勧告等を行っています。



## 非化石比率の向上手法(概要)

### 改正省エネ法でいう「エネルギー」の取扱い

改正省エネ法でいう「非化石エネルギー」は、「非化石燃料」「非化石熱」「非化石電気」から成ります。うち「非化石燃料」については、**燃焼時にCO<sub>2</sub>を排出するもの（廃棄物由来の燃料、合成燃料等）と排出しないもの（水素、バイオマス等）とがあること**、また「非化石熱」については、**自然熱の一部が省エネ法上の「エネルギー」として例外なく扱われる**ことに留意する必要があります。

表 省エネ法における非化石エネルギー

	改正前省エネ法	改正後省エネ法
燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原油および揮発油(ガソリン)、重油、その他石油製品</li> <li>● 可燃性天然ガス</li> <li>● 石炭およびコークス、その他石炭製品</li> <li>● 燃焼その他の用途に供するもの</li> </ul> ※炭・薪は対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 化石燃料               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原油および揮発油(ガソリン)、重油、その他石油製品</li> <li>● 可燃性天然ガス</li> <li>● 石炭およびコークス、その他石炭製品</li> </ul> </li> </ul>
	(非化石燃料は、対象外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>非化石燃料</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 木材、黒液</li> <li>● バイオマス</li> <li>● 廃プラスチック※1</li> <li>● その他化石燃料以外のもの</li> </ul> </li> </ul>
熱	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記の燃料を熱源とする熱（蒸気、温水、冷水など）</li> </ul> ※太陽熱、地熱などは対象外 ※廃棄物からの回収エネルギーは対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 上記の燃料を熱源とする熱（蒸気、温水、冷水など）</li> </ul>
	(非化石燃料を熱源とする熱及び自然熱は、対象外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>自然熱のうち</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 太陽熱、地熱、温泉熱、雪氷熱が「<b>非化石熱</b>」※2</li> </ul> </li> </ul>
電気	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記の燃料を起源とする電気</li> </ul> ※太陽光発電、風力発電、廃棄物発電などは対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 上記の燃料(化石・非化石)を起源とする電気               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 石油火力、石炭火力、LNG火力、バイオマス火力など</li> </ul> </li> </ul>
	(非化石燃料を起源とする電気及び再エネ電気は、対象外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 再生可能エネルギーを起源とする「<b>非化石電気</b>」               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 太陽光、地熱、水力、風力など</li> </ul> </li> </ul>

海水熱、河川水熱、地中熱など※は対象外

※1廃プラスチックを含めた、いわゆる「廃棄物燃料」については、改正省エネ法とは別に地球温暖化対策推進法上の取り扱いに留意が必要。

※2エネルギーの対象ではないものの、任意に取組を定期報告可能。

## 「再エネ出力制御」と上げDR（ディマンド・リスポンス）

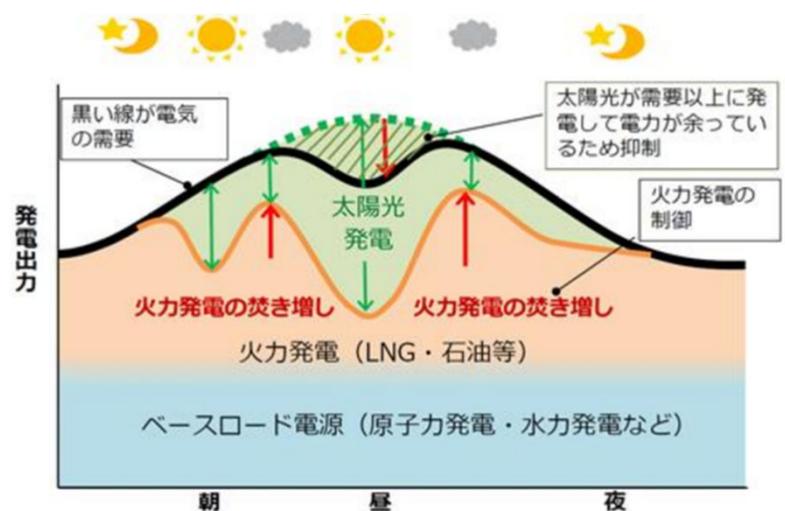
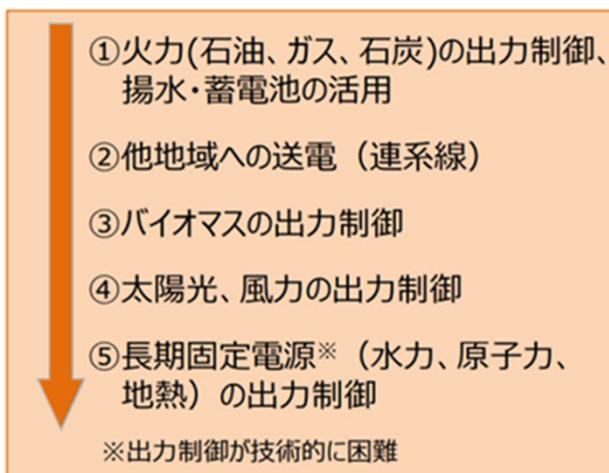
### 「再エネ出力制御」とは

電力系統においては、常に電気を使う量と発電する量（需要と供給）のバランス維持が必要です。このバランスが崩れると周波数に乱れが生じ、最悪の場合は大規模停電につながります。そのため、**優先給電ルールに基づき、火力電源の出力制御や、揚水発電・蓄電池・連系線の活用等の対応を図りつつも、なおも供給が需要を上回る場合に、再生可能エネルギー発電所で発電される量（厳密にはその供給量）をコントロール**することが「再エネ出力制御」です。

前述のとおり、出力制御は再生可能エネルギー発電所だけでなく、火力発電所や他の発電所を含め行われています。但し再生可能エネルギー発電所は、発電コストが安く、CO2の排出も限りなく少ないことから、**極力制御量が少なくなるよう、様々な取組がおこなわれています。**

(例) いわゆる「**上げDR（需要の創造）**」、連系線の増強等による容量拡大など。

### 優先給電ルールに基づく対応フロー



電力需給のイメージ

(出所) : 資源エネルギー庁『電力需給の動向等について』2023年4月27日

# 事業者の義務

## 事業者の義務内容

事業者全体のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kℓ /年度以上であり、特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定並びに認定管理統括事業者に認定された事業者は、以下の義務、目標が課せられます。

また、エネルギー管理指定工場等に指定された工場・事業場等については、個別に下記の義務が課せられます。

### ●事業者全体としての義務

年度間エネルギー使用量 (原油換算値 kℓ)	1,500kℓ /年度以上	1,500kℓ /年度 未滿
事業者の区分	特定事業者、特定連鎖化事業者 又は認定管理統括事業者（管理関係事業者を含む）	—
事業者の義務	選任すべき者	エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者
	提出すべき書類	エネルギー使用状況届出書（指定時のみ） エネルギー管理統括者等の選解任届出書（選解任時のみ） 定期報告書（毎年度）及び中長期計画書（原則毎年度）
	取り組むべき事項	判断基準に定めた措置の実践（管理標準の設定、省エネ措置の実施等）（本書P.8,9参照） 指針に定めた措置の実践（燃料転換、稼働時間の変更等）（本書P.10参照）
事業者の目標	中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位 又は電気需要最適化評価原単位の低減（本書P.8,10参照）	
行政によるチェック	指導・助言、報告徴収・立入検査、合理化計画の作成指示への対応 (指示に従わない場合、公表・命令)等（本書P.21参照）	指導・助言への対応

### ●エネルギー管理指定工場等ごとの義務

年度間エネルギー使用量 (原油換算値 kℓ)	3,000kℓ /年度以上	1,500kℓ /年度以上 ～3,000kℓ /年度未滿	1,500kℓ /年度 未滿
指定区分	第一種 エネルギー管理指定工場等 <sup>注3</sup>	第二種 エネルギー管理指定工場等 <sup>注3</sup>	指定なし
事業者の区分	第一種特定事業者 <sup>注3</sup>	第二種特定事業者 <sup>注3</sup>	—
業種	製造業等5業種 (鉱業、製造業、電気供給業、 ガス供給業、熱供給業) ※事務所を除く	左記業種の事務所 左記以外の業種 (ホテル、病院、学校等)	全ての業種
選任すべき者	エネルギー管理者	エネルギー管理員	—
提出すべき書類	定期報告書（指定表の提出が必要）		—

#### 注3：指定区分・事業者区分の名称

「エネルギー管理指定工場等ごとの義務」の表のうち、指定区分・事業者の区分に記載されている用語は、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者においては下表のとおり読み替える。

特定事業者	第一種（第二種）エネルギー管理指定工場等	第一種（第二種）特定事業者	第一種指定事業者
特定連鎖化事業者	第一種（第二種）連鎖化エネルギー管理指定工場等	第一種（第二種）特定連鎖化事業者	第一種指定連鎖化事業者
認定管理統括事業者	第一種（第二種）管理統括エネルギー管理指定工場等	第一種（第二種）認定管理統括事業者	第一種指定管理統括事業者
管理関係事業者	第一種（第二種）管理関係エネルギー管理指定工場等	第一種（第二種）管理関係事業者	第一種指定管理関係事業者

## 地球温暖化対策の推進に関する法律の概要

## 1. 法目的

気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼさない水準に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題。社会経済活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進する措置等により地球温暖化対策の推進を図る。

## 2. 地球温暖化対策の総合的・計画的な推進の基盤の整備

- [地球温暖化対策計画](#)の策定（温対本部を経て閣議決定）※毎年度進捗点検。3年に1回見直し。
- [地球温暖化対策推進本部](#)の設置（本部長：内閣総理大臣、副本部長：官房長官・環境大臣・経産大臣）

## 3. 温室効果ガスの排出の量の削減等のための個別施策

## 政府・地方公共団体実行計画

- 事務事業編  
国・地方公共団体 [自らの事務・事業の排出量の削減計画](#)
- 区域施策編  
都道府県・中核市等以上の市も、[自然的社会的条件に応じた区域内の排出の量の削減等の施策の計画策定義務](#)

## 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

- 温室効果ガスを3,000t/年以上排出する事業者（エネ起CO2はエネルギー使用量が1,500kl/年以上の事業者）に、[排出量を自ら算定し国に報告することを義務付け](#)、国が集計・公表
- 事業者単位での報告
- 原則電子システムによる報告

## 森林等による吸収作用の保全等

## 地球温暖化防止活動推進センター等

- [全国地球温暖化防止活動推進センター](#)（環境大臣指定）一般社団法人地球温暖化防止全国ネットを指定
- [地域地球温暖化防止活動推進センター](#)（県知事等指定）
- [地球温暖化防止活動推進員](#)を県知事等が委嘱

## 排出削減等指針等

- 事業活動に伴う排出量の削減（高効率設備の導入、冷暖房抑制、オフィス機器の使用合理化等）
- 日常生活における排出量の削減（製品等に関するCO2見える化推進、3Rの促進等）

これら [排出削減の有効な実施の指針を国が公表](#)

（産業・業務・廃棄物・日常生活部門・上水道・工業用水部門・下水道部門を策定済み）

（出所）：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課改正地球温暖化対策推進法の概要～地域における脱炭素化の促進について～

令和6年改正では、国内外で地球温暖化対策を加速するため、JCMクレジットの発行、管理等に関する主務大臣の手続等を規定するとともに、主務大臣に代わり、これらの手続等を行うことができる指定法人制度を創設するほか、地域共生型再エネの導入促進に向けた地域脱炭素化促進事業制度の拡充等について決めました。

（出所）：環境省ホームページ 地球温暖化対策推進法

## 参考資料 2

### ■ 提出書類及び提出期限について

- ✓ 提出書類及び提出期限一覧
- ✓ 省エネ法（特定事業者関係）の手続きスケジュール
- ✓ 定期報告書一覧表
- ✓ 中長期計画一覧表

## 提出書類及び提出期限一覧

特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者及び管理関係事業者★が提出すべき各種提出書類と提出期限をまとめると以下のとおりです。

## ●提出書類及び提出期限

様式名称		摘要	提出期限※
エネルギー使用状況届出書	様式第1	事業者の前年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kℓ以上である場合に提出(既に指定されている事業者は提出不要)	5月末日
特定事業者(特定連鎖化事業者)指定取消届出書	様式第2	事業者が事業を行わなくなった場合、又は年度のエネルギー使用量が1,500kℓ未滿となることが明らかである場合に提出	随時
第一種(第二種)エネルギー管理指定工場等 <sup>注3</sup> 指定取消届出書	様式第5	エネルギー管理指定工場等が事業を行わなくなった場合(廃止、移転、譲渡、分社等)、又は年度のエネルギー使用量が3,000kℓ(第一種)又は1,500kℓ(第二種)未滿となることが明らかである場合に提出	随時
エネルギー管理統括者(企画推進者)選任・解任届出書	様式第4	エネルギー管理統括者(企画推進者)を選任・解任した場合に提出	事由が生じた日以降の7月末日
エネルギー管理者(管理員)選任・解任届出書	様式第7	エネルギー管理者(管理員)を選任・解任した場合、事業者がとりまとめて提出(選任・解任数が多い場合一覧表を添付することも可)	事由が生じた日以降の7月末日
中長期計画書	様式第8	事業者全体の省エネ取組及び非化石転換に関する計画を取りまとめて提出 一定の条件で提出が免除される(詳細は本書P.15参照)	原則毎年度7月末日
定期報告書	様式第9	事業者全体及びエネルギー管理指定工場等のエネルギー使用量等の情報を記載し提出	毎年度7月末日

※「行政機関の休日に関する法律」に基づき、提出期限が行政機関の休日にあたる場合、行政機関の休日の翌日を期限とみなします。

★は管理関係事業者も提出が必要な書類

## ●各種書類の提出方法

上記の書類は、書面によるほか、省エネ法・温対法・フロソ法電子報告システム等を通じたオンライン申請等により提出することができます。オンライン申請は、複数の提出先に対する印刷や郵送が不要であり、システムを介した不備是正等も可能です。可能な限りオンライン申請の活用を御検討ください。以下の書類の事前提出が必要となります。

名称		摘要	備考
電子情報処理組織使用届	様式第43	オンライン申請を利用しようとする場合(初回のみ)	受理後、ID・パスワードを付与

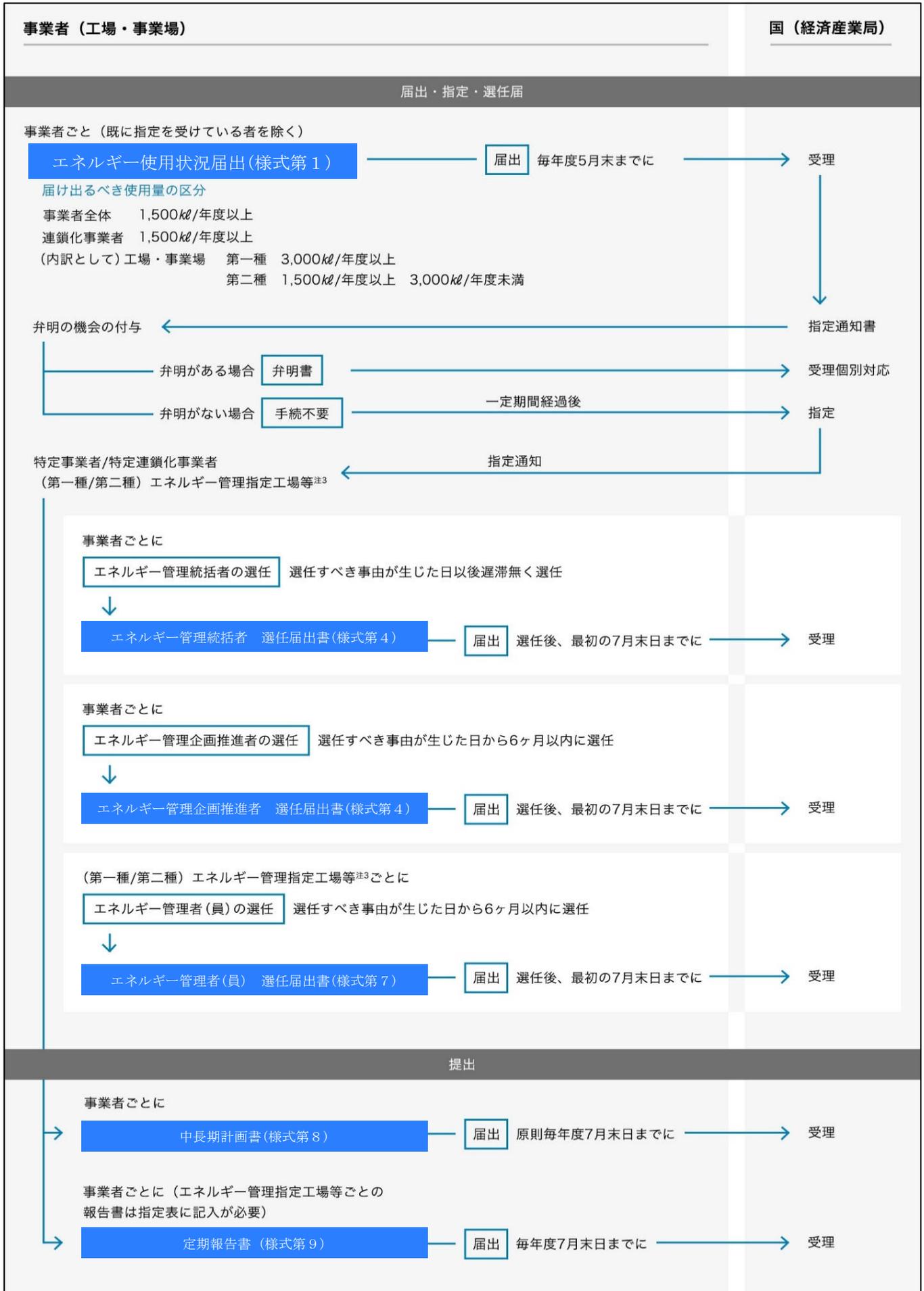
省エネ法・温対法・フロソ法電子報告システムの利用方法はこちらをご覧ください。

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system>

省エネポータルサイト(本書P.63参照)『定期報告書、中長期計画書の作成とベンチマーク制度』、『様式ダウンロード』を参照

(出所)：経済産業省 資源エネルギー庁 省エネ法の手引き 工場・事業場編 令和5年度改訂版

## 省エネ法(特定事業者関係)の手続きスケジュール



## 定期報告書一覧表

2024年度報告より、中長期計画書、定期報告書の両方が改正省エネ法で定められた書式による提出となりました。

改正省エネ法により特定表の書式において変更となった項目を表にまとめています。

表 特定表一覧

No.		記載項目
表紙		● 提出年月日、宛名、事業者名等
特定第1表		● 事業者名、特定事業者番号、電話番号、メールアドレス、担当者氏名等
特定第2表	1-1	● 全体でのエネルギー使用量の内訳（エネルギーの種類ごと）
	1-2	● 月別・時間別の電力使用量の内訳
	1-3	● DR（ディマンド・レスポンス）を実施した日数
	1-4	● 非化石証書の情報
	1-5	● 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種類及び非化石割合
特定第3表	1 2	● エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位
特定第4表	1 2	● 5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位
	3	● 非化石エネルギーの使用状況
特定第5表	1	● 5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった理由
	2	● 5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった理由
	3	● 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由
特定第6表・7表		● ベンチマークについて（該当する事業者のみ）
特定第8表		● エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の遵守状況
特定第9表	1 2 3 4 5 6 7	● その他事業者が実施した措置、中長期計画書の実施状況等
特定第10表		● エネルギー管理指定工場に関する事項
特定第11表		● 未指定工場で、年間エネルギー使用量が1,500k1を超えた工場の記入
特定第12表	1 2 3 4 5 6	● 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
	7	● 権利利益の保護にかかる請求及び情報の提供の有無

※青色は2024年度定期報告書から書式等において変更のあった項目を示す。

## 中長期計画書一覧表

特定事業者（教育委員会など）等は、毎年度、判断基準に基づくエネルギー使用合理化の目標達成のための中長期（3～5年）的な計画を作成し、「中長期計画書」を提出しなければなりません。

なお、省エネ取組の優良事業者については、中長期計画の提出頻度が軽減されます。具体的には、直近過去**2年度以上連続優良評価**の場合、翌年度以降、最後に提出した中長期計画の計画期間内（5年が上限）は、**優良評価**を継続している限りにおいて、**中長期計画の提出を免除**されます。

表 中長期計画書一覧

表No.		記載項目
表紙		● 提出年月日、宛名、事業者名等
I		● 事業者名、計画書の計画期間、メールアドレス、担当者氏名等
II	1	● エネルギー使用量（原油換算k1）
III	1 2	● エネルギーの使用の合理化に関する計画（ベンチマーク使用量等）
	3	● エネルギーの使用の合理化に関する計画内容及び期待効果
	4	● その他エネルギーの使用の合理化に関する事項及び参考情報
	5	● 前年度計画書との比較
IV	1-1 1-2 1-3	● 非化石エネルギーへの転換に関する目標
	2	● 非化石エネルギーへの転換に関する計画内容及び期待効果
	3	● その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報
	4	● 前年度計画書との比較

※青色は2023年度中長期計画書から書式等において変更のあった項目を示す。



## 参考資料 3

### ■ 管理マニュアル作成例

- ✓ エネルギー管理規程(作成例)
- ✓ 管理標準(作成例)
- ✓ エネルギー管理マニュアル実施状況チェックシート(作成例)

➡ 本マニュアルは、こちらからダウンロードできます。  
エネルギー管理マニュアルの作成及び見直しの際に参考としてご活用ください。  
[https://www.mext.go.jp/content/20250402-mxt\\_sisetuki-100001913\\_1.xlsx](https://www.mext.go.jp/content/20250402-mxt_sisetuki-100001913_1.xlsx)

# エネルギー管理規程 (作成例)

制定 令和5年 4月 1日

改正 令和7年 4月 1日

●●教育委員会

## エネルギー管理標準 基本規定

### 1. エネルギー管理基本方針

#### エネルギー管理方針・目的

現在および将来の世代も安心・安全に暮らせる「持続可能な社会」をつくるため「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ法」という。）」に基づき「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換」の基準を策定するものであり、エネルギー低減目標を達成するために、省エネルギー活動を効率的・効果的に推進することを目的とする。

#### 省エネルギー目標

##### ①省エネルギー取組方針

教育委員会全体のエネルギー消費原単位を2030年までに2020年度対比11%低減することを目標に取り組む

##### ②中期目標

2025年から2028年までの3年間でエネルギー消費原単位を4%以上改善する  
 体育館の照明設備についてメタルハイドランプからLED 照明器具に更新  
 廊下、トイレなどの常時点灯が不要な場所に実感センサー取付  
 校舎の屋上部分へ太陽光パネルの設置

##### ③年度目標

中期目標を各年度目標にブレイクダウンし設定する  
 エネルギー消費原単位、電力平準化原単位、電力使用量、燃料使用量について設定する

### 2. 適用範囲

本管理標準は、〇〇教育委員会の所管している以下の建物に対して適用する。

<input type="radio"/> 小学校	<input type="checkbox"/> 小学校
<input type="radio"/> 中学校	<input type="checkbox"/> 中学校
<input type="radio"/> 幼稚園	<input type="checkbox"/> 幼稚園
<input type="checkbox"/> ●小学校	<input type="checkbox"/> ●公民館
<input type="checkbox"/> ●中学校	<input type="checkbox"/> ●小学校
<input type="checkbox"/> ●幼稚園	<input type="checkbox"/> ●中学校

### 3. エネルギー管理体制

#### ①責任者の配置

教育委員会全体のエネルギーの使用の合理化を推進するために、エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者を配置する

#### ②エネルギー管理統括者の責務

省エネルギーに対する取組方針・省エネルギー目標の策定  
 省エネルギーに関する設備の改廃計画並びに予算案の作成  
 非化石エネルギーへの転換を図る  
 省エネルギーに資する人材を育成  
 その他省エネ法及び省令で定められた事項

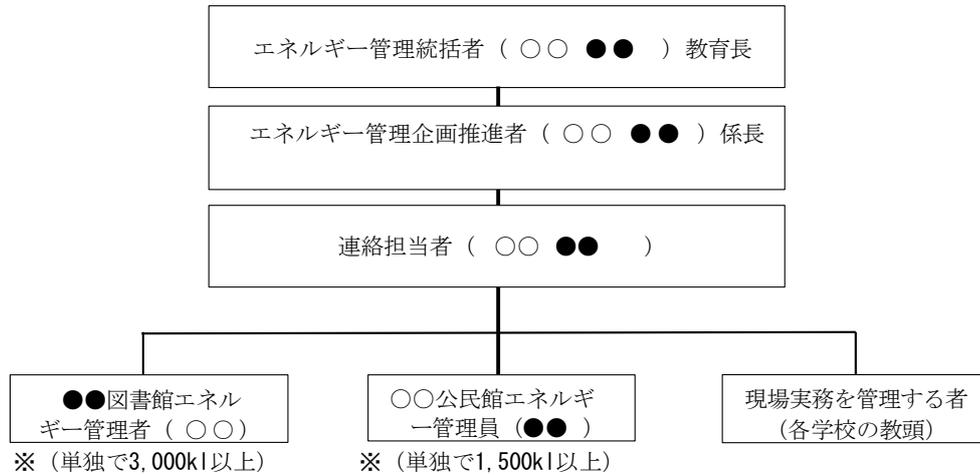
#### ③エネルギー管理企画推進者の責務

エネルギー管理統括者の実務面を補佐する

#### ④現場実務を管理する者の責務

取組方針や責任者からの指示を踏まえ、設置している設備の維持管理並びにエネルギー使用方法の改善及び監視を行い、分析結果について責任者に報告する

## ⑤〇〇教育委員会のエネルギー管理組織図



## 4. 省エネルギーの推進に必要な資金、人材の確保

担当者は、省エネルギーの推進に必要な資金及び人材の確保状況を確認し、必要な場合は首長部局と協議を行う

## 5. 教育、伝達の実施方法

## ①集合教育

教育、訓練計画に基づき、集合教育を行う

## ②職員会議などミーティングの場の利用

省エネルギーに関する情報交換、省エネルギー活動の実績報告などによって、省エネルギー意識を高め、達成感の共有を図る

## ③掲示、社内報等の文書の利用

省エネルギー目標と実績の対比、部門別の省エネルギーをグラフにして見える化を行う

## 6. 取組方針の遵守状況の確認等

教育委員会は四半期毎に取組遵守状況を確認するとともにその評価を行う取組が不十分であると判断した場合は、その改善を図る

## 7. 取組方針の精査等

教育委員会は、取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更する  
改定の内容は職員全員に周知する

## 8. 文章管理による状況把握

取組方針の策定、管理体制の整備、責任者等の配置等、取組方針の遵守状況の確認等及び取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握する

## 9. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等の取組に関する情報の開示

省エネ法における定期報告書のエネルギー消費原単位等に関する情報の開示を行う

# 管理標準 (作成例)

制定 令和5年 4月 1日

改正 令和7年 4月 1日

●●教育委員会

省エネ法の「工場等におけるエネルギー使用の合理化に関する事業者の判断の基準」(以下「判断基準」という。)に基づき、●●小学校の主要な設備について管理標準を作成し、きめ細やかエネルギー管理を徹底することで、エネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図る。

### ●●小学校の全体の概要

学校名 : □□県立●●小学校  
住所 : □□県○○市○○  
延床面積 : ○○m<sup>2</sup>  
竣工年月 : 昭和○○年

1. [空気調和設備(EHP・GHP)] 管理標準
2. 「照明設備」 管理標準
3. [換気設備] 管理標準
4. [事務用機器] 管理標準
5. [厨房設備] 管理標準
6. [ボイラー設備] 管理標準
7. [受変電設備] 管理標準
8. [太陽光設備] 管理標準

I-3. エネルギーを消費する設備の概要

<施設設備・教育機器等(建物単位)>

番号	棟名	室名	エネルギー消費設備		台数		
			設備	種類			
(1)	校舎	普通教室	エアコン	GHP	○		
			換気設備	全熱交換器	○		
			照明	LED	○		
			事務用機器	ICT(電子黒板)	○		
				ICT(タブレット等)	○		
			特別教室	エアコン	EHP	○	
		換気設備		全熱交換器	○		
		照明		LED	○		
		教職員室	エアコン	EHP	○		
			換気設備	全熱交換器	○		
			照明	LED	○		
			事務用機器	OA機器(パソコン)	○		
OA機器(サーバ)	○						
OA機器(複合機)	○						
(2)	体育館	アリーナ	エアコン	GHP	○		
			換気設備	換気扇	○		
			照明	LED	○		
		教員室	照明	LED	○		
		(3)	給食室	調理室	エアコン	EHP	○
					換気設備	換気扇	○
厨房設備	厨房設備				○		
	業務用冷蔵庫				○		
ボイラー設備	ボイラー				○		

<インフラ設備(変電設備、給排水設備、昇降機等)>

種類	容量等	台数
変電設備	1φ	200kVA ○
	3φ	100kVA ○
	3φ※	75kVA ○
給排水設備	給水ポンプ	○kW ○
	汚水ポンプ	○kW ○
	雑排水ポンプ	○kW ○
昇降機	人用	○人乗り ○
	小荷物用	給食用 ○

<保存資料>

- ・配置図
- ・平面図
- ・設備リスト
- ・設備ごとの保守点検記録



省エネ法に基づく エネルギー管理標準		[空調設備(EHP・GHP)] 管理標準 (例)		整理番号：1
				改訂：R07.4
<p>1. 目的 この管理標準は、省エネルギー法第5条並びに告示「判断基準」に基づき、△△小学校の空調設備を適切に管理し、エネルギーの使用の合理化を図るための管理、計測、記録、保守・点検、新設の措置についての標準を定める。</p> <p>2. 適用範囲 △△学校に設置された空調設備に適用する</p> <p>3. 主な機器の設置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室</li> <li>・職員教室</li> <li>・体育館</li> </ul>				
項目	内 容	管理基準	判断基準 番号	備考
運 転 管 理	<p><b>1. 学校環境衛生基準を参考に温度を設定し維持</b></p> <p>①夏季の冷房温度、冬季の暖房温度は、原則、管理基準温度に設定 ※ただし、健康を損なう恐れがある場合は、適宜変更する</p> <p>②夏季：外気温度28℃以下、冬季：外気温度18℃以上の場合は、空調を停止し、外気冷暖房を行う</p> <p>③空調機の運転時間を設定し、空調時間の短縮に努める ・始業時：室内および外気温度を勘案して運転 ・就業時：就業前に停止</p> <p>④空調機の運転時間を設定する、不在時は、空調を停止する ・長時間部屋を空けるときは停止する</p> <p>⑤ブラインドやカーテンで日射を防ぎ屋外からの入熱・出熱抑制を行う</p>	<p>夏期28℃を目安に設定 冬期18℃を目安に設定 不在時は空調停止 外気利用</p> <p>負荷の軽減</p>	(1)①ア	リモコンに表示
計 測 ・ 記 録	<p><b>1. 温度の計測記録</b></p> <p>①室ごとの温度計測を記録</p>	2回/年	(1)②ア	記録簿 学校環境衛生基準に基づいて測定
保 守 ・ 点 検	<p><b>1. フィルター清掃並びに点検</b></p> <p>①空調室内機のフィルター清掃</p> <p>②空調室内機の運転状況の確認（異常音・振動・外観点検）</p> <p>③空調機の定期点検（機能点検・漏えい検査、電流値等）</p>	<p>2回/年フロン排出抑制法 （簡易点検）</p> <p>1回/3年フロン排出抑制法 （定期点検）</p>	(1)③ア	委託業者  委託業者
新 設 措 置	<p><b>1. 新設に当たっては、エネルギーの効率的利用方法を実施</b></p> <p>①適正な設備容量の選定する</p> <p>②高効率空調機器の採用する</p> <p>③壁、窓の断熱についても検討する</p> <p>④室外機の設置場所や設置方法については、日射や通風状況を考慮</p> <p>⑤温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空調効率の改善に必要な事項の測定に必要な機器、センサー等を設置するとともに、ビルエネルギー管理システム等の採用により、適切な空調機の制御、分析を実施する</p>		(1)④(ア) (1)④(イ) (1)④(カ) (1)④(ケ) (1)④(コ)	
改 訂 履 歴	改訂年月日	改定内容		作成者

※「判断基準」の欄に記載しているのは、省エネ法に基づき定められた判断基準の番号です。

判断基準とは、エネルギーの管理を行う上で必要な事項を定めた基準であり、管理標準（エネルギー管理マニュアル）の設定を求めています。そのため、エネルギー管理マニュアルを設定または改訂する場合は、判断基準に基づいたルールとする必要があります。

省エネ法に基づく エネルギー管理標準		「照明設備」管理標準(例)		整理番号: 2
				改訂: R07.4
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第5条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 △△学校に設置された照明設備に適用する。</p> <p>3. 主な機器の設置場所 教室・職員室 トイレ・廊下 体育館</p>				
項目	内 容	管理基準	判断基準 番号	備考
運転 管理	<p>1. 日本工業規格Z9110(照度基準)又はZ9125(屋内作業場の照明基準)及び学校環境衛生基準に準ずる規格を参考に照度基準を設定し維持</p> <p>①教室 ①美術室・図書閲覧・調理室 ②体育館・事務室・職員室 ③トイレ・洗面所 ④廊下</p> <p>2. 適宜調光を行い、過剰又は不要の照明を無くす</p> <p>①窓側の照明は、別回路のスイッチを設け、昼間は消灯 ②職員室は、昼休み、不在時は消灯 ③会議室、倉庫、書庫、トイレは使用時のみ点灯、常時は消灯</p>	<p>照度基準</p> <p>300~500 [Lx] 300~750 [Lx] 200~500 [Lx] 150~300 [Lx] 75~100 [Lx]</p> <p>不要時の消灯</p>	(3)①ア	
	計測・記録	<p>1. 照度の計測記録</p> <p>①予め測定点を定めて照度を測定・記録 ②計測高さ (JIS_C7612に準ずる高さ) 室内は床上80±5cm 机、作業台は上面または上面+5cm以内 通路は床上15cm以下とする</p> <p>2. 照明電力の計測記録</p> <p>①職員室、普通教室、特別教室、体育館、トイレの照明電力を計測し、記録 ②学校の全消費電力量に占める照明電力量を把握</p>	<p>2回/年 1回/年</p>	(3)②
保守・点検	<p>1. 照明器具及び光源の清掃並びに光源の交換</p> <p>①基準照度を下回った場合は照明器具の清掃を行う ②光源の交換は基準を決めて行う</p>	<p>2回/年 交換基準点灯時間10,000h</p>	(3)③ア	
新設措置	<p>1. 新設に当たっては、エネルギーの効率的利用方法を実施</p> <p>①LED照明器具等の省エネルギー型設備を採用する</p> <p>2. 照明器具の選択</p> <p>①清掃、光源の交換等についての保守性を考慮する ②照明器具の選択には、被照明場所への照射効率も考慮 ③昼光を使用することができる場所の照明設備の回路については、他の照明と別回路にする ④不必要な場所及び時間帯の消灯又は減光のため、人体感知装置、タイマー利用の措置を講じる</p>		<p>(3)④イ(ア) (3)④イ(イ) (3)④イ(ウ) (3)④イ(エ) (3)④イ(オ)</p>	
改訂履歴	改訂年月日	改定内容		作成者
	2024.04.29	照明設備改修工事を行ったため		□□□

省エネ法に基づく エネルギー管理標準		[換気設備] 管理標準 (例)		整理番号：3
				改訂：R07.4
<p>1. 目的 この管理標準は、省エネルギー法第5条並びに告示「判断基準」に基づき、△△小学校の換気設備を適切に管理し、エネルギーの使用の合理化を図るための管理、計測、記録、保守・点検、新設の措置についての標準を定める。</p> <p>2. 適用範囲 △△学校に設置された換気設備に適用する。 3</p> <p>主な機器の設置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教室</li> <li>・ 職員教室</li> <li>・ トイレ</li> </ul>				
項目	内 容	管理基準	判断基準 番号	備考
運 転 管 理	<p>1. 学校環境衛生基準を参考に二酸化炭素濃度を定め基準以下に維持</p> <p>①取り入れ外気量の適正化と外気侵入の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 室内二酸化炭素濃度1500ppm以下を確保できる範囲で通風量を調整する</li> <li>・ 機械換気を使用する場合は、窓及びドアの開閉に注意し、必要以上の外気侵入を防止する</li> </ul> <p>②始業時の予熱・余冷時は外気を導入しない</p> <p>③全熱交換器の使用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エアコン使用時は全熱交換器モード、それ以外は普通換気モードに切替で運転する</li> </ul> <p>④空気の入れ口に物を置かない</p>	<p>二酸化炭素濃度 1,500ppm以下</p> <p>スイッチの切替</p>	(1)①キ	
計 測 ・ 記 録	<p>1. 二酸化炭素濃度の計測記録</p> <p>①授業中の二酸化炭素濃度を測って記録する</p>	2回/年	(1)②ウ	学校環境衛生基準
保 守 ・ 点 検	<p>1. フィルター清掃並びに点検</p> <p>①換気扇の清掃を行う</p> <p>②全熱交換器のフィルター清掃を行う</p>	<p>2回/年</p> <p>2回/年</p>	(1)③ウ	記録簿
新 設 措 置	<p>1. 新設に当たっては、エネルギーの効率的利用方法を実施</p> <p>①適正な風量の選定</p> <p>②居室については全熱交換器の導入を検討する</p> <p>③トイレの換気扇は人勧センサー付きの照明器具との連動を検討する</p> <p>④換気扇はCO2センサー付きを検討する</p>		<p>(1) ④(ア)</p> <p>(1) ④(キ)</p> <p>(1) ④(エ)</p> <p>(1) ④(エ)</p>	
改 訂 履 歴	改訂年月日	改定内容		作成者

省エネ法に基づく エネルギー管理標準		[事務用機器] 管理標準 (例)		整理番号：4	
				改訂：R07.4	
<p>1. 目的 この管理標準は、省エネルギー法第5条並びに告示「判断基準」に基づき、△△小学校の事務用機器を適切に管理し、エネルギーの使用の合理化を図るための管理、保守・点検、新設の措置についての標準を定める。</p> <p>2. 適用範囲 △△学校に設置された事務用機器に適用する。 3</p> <p>主な機器の設置場所 ・職員室</p>					
項目	内 容		管理基準	判断基準 番号	備考
運 転 管 理	<p><b>1. 事務用機器の不要運転等がなされないように管理</b></p> <p>①コピー機は省エネモードに設定し、業務時間以外は主電源を切る ②コピー機は作業量に応じ、稼働台数の設定を行う ③コピー機は時間帯別稼働スケジュールにより管理する ④業務用パソコンは省エネモードに設定し、昼休み及び長時間席を離れるときは主電源を切る</p>		8時～18時 30分以上離席の場合	(6)①	
計 測 ・ 記 録					
保 守 ・ 点 検	<p><b>1. 複写機の定期点検</b></p> <p>①複写機の定期整備の実施 ②異音等の異常が発生した時には速やかにメーカーに連絡する</p>		1回/月	(6)②	委託事業者
新 設 措 置	<p><b>1. 新設に当たっては、エネルギーの効率的利用方法を実施</b></p> <p>①センサーやタイマーの活用により、夜間、休日等の時間帯の運転停止など利用状況に応じた高効率的な運転を行うこと ②高効率機器を採用する</p>			(6)③ア  (6)③イ	
改 訂 履 歴	改訂年月日	改定内容			作成者

省エネ法に基づく エネルギー管理標準		[厨房設備] 管理標準 (例)		整理番号: 5
				改訂: R07.4
<p>1. 目的 この管理標準は、省エネルギー法第5条並びに告示「判断基準」に基づき、△△小学校の事務用機器を適切に管理し、エネルギーの使用の合理化を図るための管理、計測、記録、保守・点検、新設の措置についての標準を定める。</p> <p>2. 適用範囲 △△学校に設置された厨房設備に適用する。 3</p> <p>3. 主な機器の設置場所 ・ 給食調理室</p>				
項目	内 容	管理基準	判断基準 番号	備考
運 転 管 理	<p>1. 総合効率の向上管理</p> <p>①曜日、時間帯における所要負荷の調節等を行いエネルギー使用の効率化をはかる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏休みなどの長期休暇で不要な期間は主電源を切る</li> <li>・ 冷蔵庫内の設定温度は夏季5℃、冬季10℃とする</li> </ul>	不要運転防止 待機電力削減	(7)①	
	<p>1. 温湿度の計測記録</p> <p>①給食調理場の温湿度を測定し記録する</p>	1回/日	(7)②	
	<p>1. 厨房設備の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ メーカーによるメンテナンスを実施する</li> <li>・ 冷蔵庫の霜取りを行う</li> <li>・ 洗浄用の湯温が高すぎないか確認する (75℃設定)</li> </ul>	1回/年 3回/年 3回/年	(7)③	委託事業者
	<p>1. 新設に当たっては、エネルギーの効率的利用方法を実施</p> <p>①高効率機器を採用する</p>		(7)④ア	
改 訂 履 歴	改訂年月日	改定内容		作成者

省エネ法に基づく エネルギー管理標準		[厨房設備] 管理標準 (例)		整理番号：5	
				改訂：R07.4	
<p>1. 目的 この管理標準は、省エネルギー法第5条並びに告示「判断基準」に基づき、△△小学校の事務用機器を適切に管理し、エネルギーの使用の合理化を図るための管理、計測、記録、保守・点検、新設の措置についての標準を定める。</p> <p>2. 適用範囲 △△学校に設置された厨房設備に適用する。 3</p> <p>3. 主な機器の設置場所 ・ 給食調理室</p>					
項目	内 容		管理基準	判断基準 番号	備考
運 転 管 理	<p><b>1. 総合効率の向上管理</b> ①曜日、時間帯における所要負荷の調節等を行いエネルギー使用の効率化をはかる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏休みなどの長期休暇で不要な期間は主電源を切る</li> <li>・ 冷蔵庫内の設定温度は夏季5℃、冬季10℃とする</li> </ul>		不要運転防止 待機電力削減	(7)①	
	計 測 ・ 記 録	<p><b>1. 温湿度の計測記録</b> ①給食調理場の温湿度を測定し記録する</p>	1回/日	(7)②	
	保 守 ・ 点 検	<p><b>1. 厨房設備の点検</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ メーカーによるメンテナンスを実施する</li> <li>・ 冷蔵庫の霜取りを行う</li> <li>・ 洗浄用の湯温が高すぎないか確認する (75℃設定)</li> </ul>	1回/年 3回/年 3回/年	(7)③	委託事業者
	新 設 措 置	<p><b>1. 新設に当たっては、エネルギーの効率的利用方法を実施</b> ①高効率機器を採用する</p>		(7)④ア	
改 訂 履 歴	改訂年月日	改定内容			作成者

省エネ法に基づく エネルギー管理標準		[ボイラー設備] 管理標準 (例)		整理番号：6	
				改訂：R07.4	
<p>1. 目的 この管理標準は、省エネルギー法第5条並びに告示「判断基準」に基づき、△△小学校の事務用機器を適切に管理し、エネルギーの使用の合理化を図るための管理、計測、記録、保守・点検、新設の措置についての標準を定める。</p> <p>2. 適用範囲 △△学校に設置されたボイラー設備に適用する。 3</p> <p>主な機器の設置場所 ・機械室（給食調理室用）主に食器洗浄用を使用</p>					
項目	内 容		管理基準	判断基準 番号	備考
運 転 管 理	<b>1. 総合効率の向上管理</b>		1.2~1.3  0.4~0.7MPa 55~70℃ 7時~15時	(2)①ア (2)①イ  (2)①ウ  (2)①エ	日本産業規格 (B8223)
	①ボイラーの空気比は基準値で運転管理すること ※判断基準別表第1(A)に基づく ・燃料空気量を「理論空気量」に近づけ、排ガス損失を低減する				
	②上記等の圧力、温度及び運転時間を設定し適切に運転する ・供給蒸気圧 ・供給温度 ・運転時間				
	③ボイラーへの水質管理				
	給水 pH (25℃) 7~9	ボイラー水 pH (25℃) 11.0~11.8			
	硬度 [mg CaCO3 /L] 1.0以下	電気伝導率 (25℃) [μS/cm] 4,000以下			
	鉄 [mg Fe/L] 0.3以下	塩化物イオン [mg Cl-/L] 400以下			
		シリカ [mg SiO2/L] 250以下			
	④複数のボイラーの燃料負荷の調整 ・負荷配分制御は負荷の状況を勘案し台数調整を行う			(2)①オ	マニュアルによる
計 測 ・ 記 録	<b>1. ボイラーの効率改善に必要な計測および記録</b>		3回/年	(2)②ア	委託事業者
	①燃料供給量、蒸気圧力、温水温度、排ガス中の残存酸素量、排ガスの温度、ボイラー給水量等を記録する ②稼働時間を記録する		1回/日		運転日誌
保 守 ・ 点 検	<b>1. 効率の維持向上対応</b>		1回/日 2回/年 1回/月	(6)③ア  (6)③イ	委託事業者 点検報告書  点検報告書
	①ボイラー配管、バーナー、耐火物を保守点検する ・ 日常点検 ・ 定期点検 バーナー点検・清掃 ②スチームトラップ等の保守点検を行う ・ ボイラー本体・配管の断熱、漏れ点検 ・ スチールトラップの目視・機能点検				
新 設 措 置	<b>1. 新設に当たっては、エネルギーの効率的利用方法を実施</b>			(2)④ア (2)④イ (2) ④ウ・カ(6) ③エ  (6)③オ	
	・ 適正な負荷のボイラーを選定 ・ 廃熱利用の措置を講じる ・ 高効率ボイラーを採用する ・ 負荷変動が予想されるボイラー設備は適切な台数分割を行い、台数制御により効率の高い運転が可能となるシステムを採用する ・ エネルギーの効率的利用を採用する				
改 訂 履 歴	改訂年月日	改定内容			作成者

省エネ法に基づく エネルギー管理標準		[受変電設備] 管理標準 (例)		整理番号：7	
				改訂：R07.4	
<p>1. 目的 この管理標準は、省エネルギー法第5条並びに告示「判断基準」に基づき、△△小学校の事務用機器を適切に管理し、エネルギーの使用の合理化を図るための管理、計測、記録、保守・点検、新設の措置についての標準を定める。</p> <p>2. 適用範囲 △△学校に設置された受変電設備に適用する。 3</p> <p>3. 主な機器の設置場所 ・ 屋外</p>					
項目	内 容		管理基準	判断基準 番号	備考
運 転 管 理	<p><b>1. 変圧器等の効率</b> ①変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、全体の効率が高くなるように、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行う</p>		負荷率40～70% 周囲温度上限40℃	(4)①ア	
	<p><b>2. 力率</b> ①負荷電力の状況に応じて自動力率改善装置または手動により進相コンデンサを稼働又は停止させ受電端力率を95%以上に維持</p>		力率95%以上	(4)①イ	
計 測 ・ 記 録	<p><b>1. 受変電の計測記録</b> ①受電電力量計の読み値、最大需要電力量及び力率、並びに各変圧器の電圧、電流を定期的に計測し記録する</p>		6回/年	(4)②	
保 守 ・ 点 検	<p><b>1. 受変電設備の保守及び点検</b> ①受変電設備は良好な状態に維持するように定期的に保守点検を行う</p>		6回/年	(4)③	委託事業者 電気保安規定
新 設 措 置	<p><b>1. 新設に当たっては、エネルギーの効率的利用方法を実施</b> ①受変電設備を更新又は新設する場合には、需要動向を十分に検討し、将来の予測も慎重に検討して、細目を決めていく ②高効率設備機器を採用</p>			(4)④ア	
改 訂 履 歴	改訂年月日	改定内容			作成者

省エネ法に基づく エネルギー管理標準		[太陽光設備] 管理標準 (例)		整理番号：8
				改訂：R07.4
<p>1. 目的 この管理標準は、省エネルギー法第5条並びに告示「判断基準」に基づき、△△小学校の太陽光設備を適切に管理し、エネルギーの使用の合理化を図るための管理、計測、記録、保守・点検、新設の措置についての標準を定める。</p> <p>2. 適用範囲 △△学校に設置された太陽光設備に適用する。</p> <p>3. 主な機器の設置場所 ・校舎の屋上</p>				
項目	内 容	管理基準	判断基準 番号	備考
運 転 管 理	<p><b>1. 運転時間の管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準運転日は、平日および土曜日である</li> <li>土曜日昼間は部活動等で自家消費負荷がある場合運転する</li> <li>日曜日、夏季・冬期休暇中、ゴールデンウィークは「発電停止」を原則とする</li> </ul>		(2)ー2	
計 測 ・ 記 録	<p><b>1. 主な常時測定データ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電システムから供給される電気の量を、メーターで常時実測値を把握し、エネルギー管理に活用する。なおこの値は、省エネ法でいう「定期報告」にも用いる</li> <li>年度ごとの電気の量の推移から、太陽光発電パネルの劣化率を監視する</li> <li>月ごとの電気の量から、太陽光発電アレイ・パネルやパワーコンディショナーに故障や異常停止が発生していないか、通常時に予想される発電量と比較し、確認を行う</li> <li>月ごとの電気の量と、日射量や日照時間との相関を、管理図に追記し、可視化する。</li> <li>日ごとの電気の量と、EMSにて別途測定している受電電力量から、特異日がないかを把握する</li> </ul>	<p>5年間保存</p> <p>1回/年</p> <p>1回/月</p> <p>1回/月</p> <p>半年に1回</p>		
保 守 ・ 点 検	<p><b>1. 定期点検項目</b></p> <p>①太陽光発電アレイやパネル表面の汚れ・損傷確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配線接続部の劣化点検</li> <li>インバーター・パワーコンディショナーの機能確認</li> <li>モニタリング端末 (PCなど) の正常確認</li> <li>アラートシステム等、異常検知装置の正常稼働確認</li> </ul> <p>なお点検の結果、異常が発見された場合には、速やかに、必要十分な保守 (修繕など) を行うこととする</p> <p>②故障および異常対応</p> <p>故障および異常が発見された場合の対応フローを作成し対応する</p>	<p>納入業者との 契約内容を参照</p>		委託事業者
新 設 措	<p><b>1. 新設に当たっては、発電量の最適化の検討すること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電システムのエネルギー管理と効率利用とを勘案し、より正確な電気の量との相関を確認すべく、自施設内に日射量を測定する装置 (全天日射計) の新設を検討する</li> <li>当該システムで得られる電気の量を最大化すべく、将来的には蓄電池 (電気自動車やプラグインハイブリット車に搭載されたものを含む) の新設について、可能性調査を行う</li> </ul>			
改 訂 履 歴	改訂年月日	改定内容		作成者

# エネルギー管理マニュアル 実施状況チェックシート (作成例)

- ・教室
- ・教職員室（事務室）
- ・体育館
- ・居室以外

教室		エネルギー管理マニュアル実施状況チェックシート		2025年	
(使い方)		<ul style="list-style-type: none"> <li>各責任者は、運用ルールに則った運用を心がける。ただし、児童・生徒および教職員の健康と安全を優先する。</li> <li>年度の終わりに実施状況をチェックし、教育委員会に報告する。見直すべきところがあれば併せて記載する。</li> <li>教育委員会は、学校の実施状況を評価し、学校現場の意見を踏まえ、エネルギー管理のルールを見直していく。</li> </ul>		(チェック日)	
区分	設備	運用ルール	実施状況 チェック	見直しにかかる意見	責任者
管理	エアコン	① 利用期間は、原則7～9月、12～2月とする。 (ただし、健康を損なう恐れがある場合は、適宜利用する。)	○	学校は、見直した方がよい点があれば記入し、教育委員会に報告してください。 教育委員会は、見直す必要が認められれば、「エネルギー管理マニュアル」を改訂して	教師
		② 運転時間は○:○～○:○とする。 (ただし、長時間部屋を空けるときや下校時は停止する。)	○		
		③ 室温は夏季○℃、冬季○℃となるようにする。 (ただし、健康を損なう恐れがある場合は変更する。)	○		
		④ 運転時は、窓や扉を閉める。	○		
		⑤ 夏季は、カーテンやブラインドで日射を防ぐ。	○		
		⑥ 扇風機やサーキュレータで部屋の温度ムラをなくし、エアコンの負荷を緩和する。	○		
		⑦ 中間期は、窓を開けたり、扇風機を利用する。	○		
	換気設備	⑧ 原則、部屋に人がいる間は使用する。 (CO <sub>2</sub> 濃度が1,500ppmを超えないようにする。)	○	チェック方法については、教育委員会と学校で相談の上、改訂してください。	教師
		⑨ 空気の入れ口に物を置かない。	×		
		⑩ 全熱交換器は、エアコン使用時は「全熱交換」、それ以外は「普通換気」に切り替えて運転する。	○		
	照明	⑪ 昼休みや下校時などの照明が不要な時間や人のいない範囲は消灯する。	○	教師	
		⑫ 普通教室の照度は、机上で○lx～○lxとする。	×		教育委員会
		⑬ 特別教室の照度は、机上で○lx～○lxとする。	×		
	ICT機器 (電子黒板、プロジェクタ)	⑭ 機器を省電力モードに設定し、使用しない時はスリープ状態になるようにする。	○	教師	
		⑮ 下校時は、電子黒板のコンセントプラグを抜き、プロジェクタの電源を切る。	△		
計測・記録	エアコン	⑯ 外気と室内の温度を測って記録する。 (エアコン使用時) 2回/年(7月、12月)	○○℃	養護教諭	
		⑰ 室内の湿度を測って記録する。 2回/年(7月、12月)	○○%		
		⑱ 電流値を測って記録する。 1回/年	○○A		委託業者
	換気設備	⑲ 授業中のCO <sub>2</sub> 濃度を測って記録する。 2回/年(7月、12月)	○○○ppm	養護教諭	
	照明	⑳ 照度を測って記録する。 2回/年(7月、12月)	○○○lx	養護教諭	
保守・点検	エアコン	㉑ 異常な振動や音がないか確認する。 1回/3か月	○	教師	
		㉒ フィルターの清掃をする。 2回/年(8月、12月)	○	事務職員等	
		㉓ リモコンの機能点検や漏えい検査をする。 1回/3年	○	委託業者	
	換気設備	㉔ 換気扇の清掃する。 2回/年(8月、12月)	○	事務職員等	
		㉕ 全熱交換器のフィルター清掃をする。 1回/年(8月)	○	委託業者	
	照明	㉖ ランプ切れの点検をする。 (構内巡回時) 1回/月	○	事務職員等	
		㉗ 照明器具とランプの清掃をする。 (大掃除時) 1回/年	○		

教職員室 (事務室)		エネルギー管理マニュアル実施状況チェックシート		2025年	
(使い方)		<ul style="list-style-type: none"> <li>各責任者は、運用ルールに則った運用を心がける。ただし、児童・生徒および教職員の健康と安全を優先する。</li> <li>年度の終わりに実施状況をチェックし、教育委員会に報告する。見直すべきところがあれば併せて記載する。</li> <li>教育委員会は、学校の実施状況を評価し、学校現場の意見を踏まえ、エネルギー管理のルールを見直していく。</li> </ul>		(チェック日)	
区分	設備	運用ルール	実施状況 チェック	見直しにかかる意見	責任者
管理	エアコン	① 利用期間は、原則7～9月、12～2月とする。 (ただし、健康を損なう恐れがある場合は、適宜利用する。)			事務職員等
		② 運転時間は○:○～○:○とする。 (ただし、長時間部屋を空けるときや帰宅時は停止する。)			
		③ 設定温度は、室温が夏季○℃、冬季○℃となるようにする。 (ただし、健康を損なう恐れがある場合は変更する。)			
		④ 運転時は、窓や扉を閉める。			
		⑤ 夏季は、カーテンやブラインドで日射を防ぐ。			
		⑥ 扇風機やサーキュレータで部屋の温度ムラをなくし、エアコンの負荷を緩和する。			
		⑦ 中間期は、窓を開けたり、扇風機を利用する。			
	換気設備	⑧ 原則、部屋に人がいる間は使用する。 (CO2濃度が1,500ppmを超えないようにする。)			事務職員等
		⑨ 空気の入れ口に物を置かない。			
		⑩ 全熱交換器は、エアコン使用時は「全熱交換」、それ以外は「普通換気」に切り替えて運転する。			
	照明	⑪ 出勤時は、自分の席周辺の照明のみ点灯する。			事務職員等
		⑫ 昼休みや帰宅時などの照明が不要な時間や人のいない範囲は消灯する。			
		⑬ 教職員室・事務室の照度は、机上で○lx～○lxとする。			教育委員会
	OA機器 (校務用 PC、プリン ター複合機)	⑭ 機器を省電力モードに設定する。(PCはスリープ状態になる時間を○分とする。)			事務職員等
		⑮ 退勤時や長時間離席する場合は、PCの電源を切る。			
		⑯ 退勤時は、PCのコンセントプラグを抜き、プリンター複合機の電源を切る。			
計測・記録	エアコン	⑰ 外気と室内の温度を測って記録する。 (エアコン使用時) 2回/年(7月、12月)	℃		養護教諭
		⑱ 室内の湿度を測って記録する。 2回/年(7月、12月)	%		委託業者
		⑲ 電流値を測って記録する。 1回/年	A		委託業者
	換気設備	⑳ 業務中のCO <sub>2</sub> 濃度を測って記録する。 2回/年(7月、12月)	ppm		養護教諭
	照明	㉑ 照度を測って記録する。 2回/年(7月、12月)	lx		養護教諭
保守・点検	エアコン	㉒ 異常な振動や音がないか確認する。 1回/3か月			事務職員等
		㉓ フィルターの清掃をする。 2回/年(8月、12月)			
		㉔ リモコンの機能点検や漏えい検査をする。 1回/3年			委託業者
	換気設備	㉕ 換気扇の清掃する。 2回/年(8月、12月)			事務職員等
		㉖ 全熱交換器のフィルター清掃をする。 1回/年(8月)			委託業者
	照明	㉗ ランプ切れの点検をする。 (構内巡回時) 1回/月			事務職員等
㉘ 照明器具とランプの清掃をする。 (大掃除時) 1回/年					

体育館		エネルギー管理マニュアル実施状況チェックシート		2025年	
				(チェック日)	
(使い方)		・各責任者は、運用ルールに則った運用を心がける。ただし、児童・生徒および教職員の健康と安全を優先する。 ・年度の終わりに実施状況をチェックし、教育委員会に報告する。見直すべきところがあれば併せて記載する。 ・教育委員会は、学校の実施状況を評価し、学校現場の意見を踏まえ、エネルギー管理のルールを見直していく。			
区分	設備	運用ルール	実施状況 チェック	見直しにかかる意見	責任者
管理	エアコン	① 利用期間は、原則7～9月、12～2月とする。 (ただし、健康を損なう恐れがある場合は、適宜利用する。)			教師
		② 運転時間は○:○～○:○の体育館使用時とし、次の授業などの連続した利用がない場合は停止する。			
		③ 設定温度は、室温が夏季○℃、冬季○℃となるようにする。 (ただし、健康を損なう恐れがある場合は変更する。)			
		④ 運転時は、窓や扉を閉める。			
		⑤ 夏季は、カーテンやブラインドで日射を防ぐ。			
		⑥ 大型扇風機やサーキュレータで部屋の温度ムラをなくし、エアコンの負荷を緩和する。			
	換気設備	⑦ エアコンを使わない時は、窓と扉を開けて自然換気とする。			教師
		⑧ 空気の取入れ口に物を置かない。			
	照明	⑨ 照明が不要な時間や人のいない範囲は消灯する。			教師
		⑩ 体育館の照度は、○lx～○lxとする。			教育委員会
計測・記録	エアコン	⑪ 外気と室内の温度を測って記録する。 (エアコン使用時) 2回/年(7月、12月)	℃		養護教諭
		⑫ 室内の湿度を測って記録する。 2回/年(7月、12月)	%		
		⑬ 電流値を測って記録する。 1回/年	A		
	換気設備	⑭ 授業中のCO <sub>2</sub> 濃度を測って記録する。 2回/年(7月、12月)	ppm		養護教諭
	照明	⑮ 照度を測って記録する。 2回/年(7月、12月)	lx		養護教諭
保守・点検	エアコン	⑯ 異常な振動や音がないか確認する。 1回/3か月			教師
		⑰ フィルターの清掃を行う。 1回/3年			委託業者
		⑱ リモコンの機能点検や漏えい検査を行う。 1回/3年			
	換気設備	⑲ 換気扇の清掃する。 1回/年(8月)			委託業者
	照明	⑳ ランプ切れの点検をする。 (構内巡回時) 1回/月			事務職員等
㉑ 照明器具とランプの清掃をする。 (大掃除時) 1回/年					

居室以外		エネルギー管理マニュアル実施状況チェックシート			2025年	
					(チェック日)	
(使い方)		・各責任者は、運用ルールに則った運用を心がける。ただし、児童・生徒および教職員の健康と安全を優先する。 ・年度の終わりに実施状況をチェックし、教育委員会に報告する。見直すべきところがあれば併せて記載する。 ・教育委員会は、学校の実施状況を評価し、学校現場の意見を踏まえ、エネルギー管理のルールを見直していく。				
区分	設備	運用ルール	実施状況 チェック	見直しにかかる意見	責任者	
管理	換気設備	① 倉庫、トイレは使用時のみ稼働させる。			事務職員等	
		② 空気の取入れ口に物を置かない。				
	照明	③ 倉庫、トイレは使用時のみの点灯する。			事務職員等	
		照度は、用途ごとに以下とする。	-	-	教育委員会	
		④ 倉庫 : 〇lx～〇lx				
		⑤ トイレ : 〇lx～〇lx				
		⑥ 階段 : 〇lx～〇lx				
⑦ 廊下、昇降口 : 〇lx～〇lx						
計測・記録	換気設備	⑩ 運転時の風量を測って記録する。 1回/年			事務職員等	
	照明	⑧ 照度を測って記録する。 2回/年(7月、12月)	lx		養護教諭	
保守・点検	ポンプ	⑨ 給排水ポンプの外観及び配管の漏えいの目視点検 1回/月 (異常時は業者メンテナンスを依頼)			事務職員等	
	換気設備	⑩ 換気扇の清掃をする。 1回/年(8月)			教育委員会	
	照明	⑪ ランプ切れの点検をする。 (構内巡回時)	1回/月		事務職員等	
		⑫ 照明器具とランプの清掃をする。 (大掃除時)	1回/年			

## 参考資料 4

### ■判断基準

- ✓ 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準 I (抄)
- ✓ 工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準 I (抄)

## 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準 (抄)

平成 21 年 3 月 31 日 経済産業省告示第 66 号  
(最終改正 令和 05 年 3 月 30 日)

## I エネルギーの使用の合理化の基準

### I-1 全ての事業者が取り組むべき事項

工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）においてエネルギーを使用して事業を行う者（以下「事業者」という。）は燃料（化石燃料及び非化石燃料をいう。以下同じ。）並びに熱及び電気の合計のエネルギーの使用の合理化を図るため、燃料並びに熱及び電気の特性を十分に考慮するとともに、その設置している全ての工場等（連鎖化事業者（当該連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。）にあっては、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等（以下「加盟している工場等」という。）を含み、認定管理統括事業者にあっては、その設置している工場等（当該認定管理統括事業者が連鎖化事業者である場合にあっては、加盟している工場等を含む。）及びその管理関係事業者が設置している工場等（当該管理関係事業者が連鎖化事業者である場合にあっては、加盟している工場等を含む。）を含む。以下同じ。）を俯瞰し、次の(1)～(9)に定める取組を行うことにより、適切なエネルギー管理を行うこと。

#### (1) 取組方針の策定

事業者は、その設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（特定事業者、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）及び認定管理統括事業者にあっては中長期的な計画を含む。管理関係事業者にあっては認定管理統括事業者が作成する中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。その際、取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標並びに当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含むこと。

#### (2) 管理体制の整備

事業者は、その設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。管理関係事業者にあっては、その認定管理統括事業者と一体でエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制とすること。

#### (3) 責任者等の配置等

事業者は、(2)で整備された管理体制には責任者（特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者にあっては「エネルギー管理統括者」。管理関係事業者にあっては「その認定管理統括事業者が選任するエネルギー管理統括者」。以下同じ。）、責任者を補佐する者（特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者にあっては「エネルギー管理企画推進者」。管理関係事業者にあっては「その認定管理統括事業者が選任するエネルギー管理企画推進者」。以下同じ。）及び現場実務を管理する者（第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等及び第二種管理関係エネルギー管理指定工場等にあっては「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」。以下同じ。）を配置し、以下の役割分担に基づいてそれぞれの者がエネルギーの使用の合理化に関する責務を果たすこと。

##### ① 責任者の責務

ア. その設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び撤去並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。

イ. 取組方針に従い、現場実務を管理する者に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。

ウ. 取組方針の遵守状況や現場実務を管理する者からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。

エ. エネルギーの使用の合理化に資する人材（現場実務を管理する者等）を育成すること。

#### ② 責任者を補佐する者の責務

責任者と現場実務を管理する者間の意思疎通の円滑化を図ること等により責任者の業務を補佐すること。

#### ③ 現場実務を管理する者の責務

ア. その設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。

イ. 取組方針や責任者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。

ウ. ア. のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果について責任者に対する報告を行うこと。

#### (4) 資金・人材の確保

事業者は、エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。

#### (5) 従業員への周知・教育

事業者は、その設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。

#### (6) 取組方針の遵守状況の確認等

事業者は、客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善を行うこと。

#### (7) 取組方針の精査等

事業者は、取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。

#### (8) 文書管理による状況把握

事業者は、(1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。

#### (9) エネルギーの使用の合理化に資する取組に関する情報の開示

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく定期の報告におけるエネルギー消費原単位等に関する情報の開示について検討すること。

### I-2 事業者が工場単位、設備単位で取り組むべき事項

事業者は技術的かつ経済的に可能な範囲内で次の1の(1)～(6)に定める工場等单位、設備単位（個別設備ごとに分離することが適当ではない場合にあっては、設備群単位又は作業工程単位。以下同じ。）によるきめ細かいエネルギー管理を徹底するとともに、エネルギーの使用に係る各過程における主要な設備に関して2-1又は2-2に掲げる諸基準を遵守することを通じ、当該工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るものとする。

その際、連鎖化事業者にあつては、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係る約款の範囲内において、加盟している工場等におけるエネルギーの使用の合理化を、認定管理統括事業者にあつては、その管理関係事業者と一体的に工場等におけるエネルギーの使用の合理化を図るものとする。

## 1 工場単位、設備単位での基本的実施事項

(1) 設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。
(2) エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。
(3) エネルギー消費量の大きい設備の廃熱等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。
(4) 既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。
(5) エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。
(6) 休日や非作業時等においては、作業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。

## 2 エネルギー消費設備等に関する事項

## 2-1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項

※以下、本文を一覧表にしたものです。

分野	管理	計測及び記録	保守及び点検	設備新設時の措置
<b>(1) 空気調和設備、換気設備に関する事項</b>				
	<b>① 空気調和設備、換気設備の管理</b>	<b>② 空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録</b>	<b>③ 空気調和設備、換気設備の保守及び点検</b>	<b>④ 空気調和設備、換気設備の新設に当たっての措置</b>
	<p>ア. 空気調和の管理は、空気調和を施す区画を限定し、プラインドの管理等による負荷の軽減及び区画の使用状況等に応じた設備の運転時間、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等についての管理標準を設定して行うこと。なお、冷暖房温度については、政府の推奨する設定温度を勘案した管理標準とすること。</p> <p>イ. 空気調和設備の熱源設備において燃焼を行う設備（吸収式冷凍機、冷温水発生器等）の管理は、空気比についての管理標準を設定して行うこと。</p> <p>ウ. 空気調和設備を構成する熱源設備、熱源設備から冷水等により空気調和機設備に熱搬送する設備（以下「熱搬送設備」という。）、空気調和機設備の管理は、外気条件の季節変動等に応じ、冷却水温度や冷温水温度、圧力等の設定により、空気調和設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。</p> <p>エ. 空気調和設備の熱源設備が</p>	<p>ア. 空気調和を施す区画ごとに、温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。</p> <p>イ. 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。</p> <p>ウ. 換気を施す区画ごとに、温度、二酸化炭素濃度その他の空気の状態の把握及び換気効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。</p>	<p>ア. 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、保温材や断熱材の維持、フィルターが目づまり及び凝縮器や熱交換器に付着したスケールの除去等個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。</p> <p>イ. 空気調和設備、換気設備の自動制御装置の管理に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。</p> <p>ウ. 換気設備を構成するファン、ダクト等は、フィルターの目づまり除去等個別機器の効率及び換気設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。</p>	<p>ア. 空気調和設備、換気設備を新設・更新する場合には、必要な負荷、換気量に応じた設備を選定すること。</p> <p>イ. 空気調和設備を新設・更新する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、熱負荷の低減及びエネルギーの効率的利用を実施すること。</p> <p>(ア) 可能な限り空気調和を施す区画ごとに個別制御ができるものを採用すること。</p> <p>(イ) 効率の高い熱源設備を使ったヒートポンプシステム、ガス冷暖房システム等を採用すること。</p> <p>(ウ) 熱搬送設備の風道や配管等の経路の短縮を行うとともに、断熱等に配慮したエネルギーの損失の少ない設備を採用すること。</p> <p>(エ) 負荷の変動が予想される空気調和設備の熱源設備、熱搬送設備は、適切な台数分割、台数制御及び回転数制御、部分負荷運転時に効率の高い機器又は蓄熱システム等の効率の高い運転が可能</p>

	<p>複数の同機種の熱源機で構成され、又は使用するエネルギーの種類異なる複数の熱源機で構成されている場合は、外気条件の季節変動や負荷変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。</p> <p>オ. 熱搬送設備が複数のポンプで構成されている場合は、季節変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により熱搬送設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。</p> <p>カ. 空気調和機設備が同一区画において複数の同機種の空気調和機で構成され、又は種類異なる複数の空気調和機で構成されている場合は、混合損失の防止や負荷の状態に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により空気調和機設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。</p> <p>キ. 換気設備の管理は、換気を施す区画を限定し、換気量、運転時間、温度等についての管理標準を設定して行うこと。これらの設定に関しては換気目的、場所に合わせたものとする。</p>			<p>となるシステムを採用すること。また、熱搬送設備については、変揚程制御を採用すること。</p> <p>(オ) 空気調和設備を負荷変動の大きい状態で使用する場合には、負荷に応じた運転制御を行うことができるようにするため、回転数制御装置等による変風量システム及び変流量システムを採用すること。</p> <p>(カ) 空気調和を行う部分の壁、屋根については、厚さの増加、断熱性の高い材料の利用、断熱の二重化等により、空気調和を行う部分の断熱性の向上を検討すること。また、窓については、断熱及び日射遮へいのために、フィルム、ブラインド、熱線反射ガラス又は複層ガラス等による対策を実施すること。</p> <p>(キ) 全熱交換器の採用により、夏期や冬期の外気導入に伴う冷暖房負荷を軽減すること。また、中間期や冬期に冷房が必要な場合には、外気冷房制御を採用すること。その際、加湿を行う場合には、水加湿方式の採用により冷房負荷を軽減すること。</p> <p>(ク) 蓄熱システム及び地域冷暖房システムより熱を受ける熱搬送設備の揚程が大きい場合には、熱交換器を採用し揚程の低減を行うこと。</p> <p>(ケ) エアコンディショナーの室外機の設置場所や設置方法については、日射や通風状況、集積する場合の通風状態等を考慮し決定すること。</p> <p>(コ) 空気調和を施す区画ごとの温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和効率の改善に必要な事項の計測に必要な機器、センサー等を設置するとともに、ビルエネルギー管理システム（以下「BEMS」という。）等の採用により、適切な空気調和</p>
--	--	--	--	--

				<p>の制御、運転分析を実施すること。</p> <p>ウ. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第149条第1項により定められたエネルギー消費機器（以下「特定エネルギー消費機器」という。）に該当する空調設備、換気設備に係る機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用すること。</p> <p>エ. 換気設備を新設・更新する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を実施すること。</p> <p>(ア)換気の負荷変動に対しては、適切な制御方式を採用すること。</p> <p>(イ)風道等の経路の短縮や断熱等に配慮したエネルギーの損失の少ない設備を採用すること。</p>
--	--	--	--	--

## (2) ボイラー設備、給湯設備に関する事項 ((2)ー2に該当するものを除く。)

① ボイラー設備、給湯設備の管理	② ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録	③ ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検	④ ボイラー設備、給湯設備の新設に当たっての措置
<p>ア. ボイラー設備は、ボイラーの容量及び使用する燃料の種類に応じて空気比についての管理標準を設定して行うこと。</p> <p>イ. ア. の管理標準は、別表第1(A)に掲げる空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定すること。</p> <p>ウ. ボイラー設備は、蒸気等の圧力、温度及び運転時間に関する管理標準を設定し、適切に運転し過剰な蒸気等の供給及び燃料の供給をなくすること。</p> <p>エ. ボイラーへの給水は水質に関する管理標準を設定し、水質管理を行うこと。なお、</p>	<p>ア. ボイラー設備は、燃料の供給量、蒸気の圧力、温水温度、排ガス中の残存酸素量、廃ガスの温度、ボイラー給水量その他のボイラーの効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。</p> <p>イ. 給湯設備は、給水量、給湯温度その他給湯の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。</p>	<p>ア. ボイラー設備の効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。</p> <p>イ. ボイラー設備の保温及び断熱の維持、スチームトラップの蒸気の漏えい、詰まりを防止するように保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。</p> <p>ウ. 給湯設備は、熱交換器に付着したスケールの除去等給湯効率の改善に必要な事項、自動制御装置の管理に必要</p>	<p>ア. ボイラー設備、給湯設備を新設・更新する場合には、必要な負荷に応じた設備を選定すること。</p> <p>イ. ボイラー設備からの廃ガス温度が別表第2(A)に掲げる廃ガス温度を超過する場合には、廃熱利用の措置を講じること。また、蒸気ドレンの廃熱が有効利用できる場合は、回収利用の措置を講じること。</p> <p>ウ. ボイラー設備を新設・更新する場合は、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を実施すること。</p> <p>(ア)エコノマイザー等を搭載</p>

	<p>給水水質の管理は、日本産業規格B8223（ボイラーの給水及びボイラー水の水質）に規定するところ（これに準ずる規格を含む。）により行うこと。</p> <p>オ. 複数のボイラー設備を使用する場合は、総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定し、適切な運転台数とすること。</p> <p>カ. 給湯設備の管理は、季節及び作業の内容に応じ供給箇所の限定や供給期間、給湯温度、給湯圧力その他給湯の効率の改善に必要な事項についての管理標準を設定して行うこと。</p> <p>キ. 給湯設備の熱源設備の管理は、負荷の変動に応じ、熱源機とポンプ等の補機を含めた総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。</p> <p>ク. 給湯設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、負荷の状態に応じ、稼働台数の調整により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。</p>		<p>な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。</p>	<p>した高効率なボイラー設備を採用すること。</p> <p>(イ) 配管経路の短縮、配管の断熱等に配慮したエネルギーの損失の少ない設備を採用すること。</p> <p>エ. 負荷の変動が予想されるボイラー設備については、適切な台数分割を行い、台数制御により効率の高い運転が可能となるシステムを採用すること。</p> <p>オ. 給湯設備を新設・更新する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を実施すること。</p> <p>(ア) 給湯負荷の変化に応じた運用が可能なものを採用すること。</p> <p>(イ) 使用量の少ない給湯箇所については、局所式を採用すること。</p> <p>(ウ) ヒートポンプシステム、潜熱回収方式の熱源設備を採用すること。</p> <p>(エ) 配管経路の短縮、配管の断熱等に配慮したエネルギー損失の少ない設備を採用すること。</p> <p>カ. 特定エネルギー消費機器に該当するボイラー設備、給湯設備に係る機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用すること。</p>
--	---	--	---	---

## (2) ー2 太陽熱利用機器等に関する事項

太陽熱利用機器等を設置する場合にあつては、当該設備から供給される熱量を適切に把握するとともに、供給効率を高い状態に維持するように保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。

## (3) 照明設備、昇降機、動力設備に関する事項

① 照明設備、昇降機の管理	② 照明設備に関する計測及び記録	③ 照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検	④ 照明設備、昇降機の新設に当たっての措置
ア. 照明設備は、日本産業規格Z9110（照度基準総則）又はZ9125（屋内作業場の照明基	照明設備は、照明を施す作業場所等の照度の計測及び記録に関する管理標準を設	ア. 照明設備は、照明器具及びランプ等の清掃並びに光源の交換等保守及び点検に関	ア. 照明設備、昇降機を新設・更新する場合には、必要な照度、輸送量に応じた設備を選

	<p>準)及びこれらに準ずる規格に規定するところにより管理標準を設定して使用すること。また、過剰又は不要な照明をなくすように管理標準を設定し、調光による減光又は消灯を行うこと。</p> <p>イ. 昇降機は、時間帯や曜日等により停止階の制限、複数台ある場合には稼働台数の制限等に関して管理標準を設定し、効率的な運転を行うこと。</p>	<p>定し、これに基づき定期的に計測し、その結果を記録すること。</p>	<p>する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。</p> <p>イ. 昇降機は、電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機械損失を低減するよう保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。</p> <p>ウ. 給排水設備、機械駐車設備等の動力設備は、負荷機械(電動機の負荷となる機械をいう。以下同じ。)、動力伝達部及び電動機における機械損失を低減するよう保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。また、負荷機械がポンプ、ファン等の流体機械の場合は、流体の漏えいを防止し、流体を輸送する配管、ダクトの抵抗を低減するよう保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。</p>	<p>定すること。</p> <p>イ. 照明設備を新設・更新する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を実施すること。</p> <p>(ア) LED(発光ダイオード)照明器具等の省エネルギー型設備を採用すること。</p> <p>(イ) 清掃、光源の交換等の保守が容易な照明器具を選択するとともに、その設置場所、設置方法等についても保守性を考慮して設置すること。</p> <p>(ウ) 照明器具については、光源の発光効率だけでなく、点灯回路や照明器具の効率及び被照明場所への照射効率も含めた総合的な照明効率が高いものを採用すること。</p> <p>(エ) 昼光を使用することができるところの照明設備の回路については、他の照明設備と別回路にすること。</p> <p>(オ) 不必要な場所及び時間帯の消灯又は減光のため、人体感知装置の設置、計時装置(タイマー)の利用又は保安設備との連動等の措置を講じること。</p> <p>ウ. 特定エネルギー消費機器に該当する照明設備に係る機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用すること。</p> <p>エ. 昇降機を新設・更新する場合には、建築物判断基準中、昇降機に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。</p> <p>オ. 電動機が組み込まれた動力設備を新設・更新する場合には、当該設備の用途に適した</p>
--	---	--------------------------------------	--	---

				<p>種類のエネルギー効率の高い電動機を選定すること。</p> <p>力. 特定エネルギー消費機器に該当する交流電動機又は当該機器が組み込まれた電動力応用設備を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用すること。なお、特定エネルギー消費機器に該当しない交流電動機（籠形三相誘導電動機に限る。）又は当該機器が組み込まれた電動力応用設備を新設・更新する場合には、日本産業規格C4212（高効率低圧三相かご形誘導電動機）に規定する効率値以上の効率のものを採用すること。</p>
--	--	--	--	--

#### (4) 受変電設備、BEMSに関する事項

① 受変電設備の管理	② 受変電設備に関する計測及び記録	③ 受変電設備の保守及び点検	④ 受変電設備、BEMSの新設に当たった措置
<p>ア. 変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、変圧器及び無停電電源装置の全体の効率が高くなるように管理標準を設定し、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行うこと。</p> <p>イ. 受電端における力率については、95パーセント以上とすることを基準として、別表第4に掲げる設備（同表に掲げる容量以下のものを除く。）又は変電設備における力率を進相コンデンサの設置等により向上させること。ただし、発電所の所内補機を対象とする場合は、この限りでない。</p>	<p>事務所その他の事業場における電気の使用量並びに受変電設備の電圧、電流等電気の損失を低減するために必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。</p>	<p>受変電設備は、良好な状態に維持するように保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。</p>	<p>ア. 受変電設備を新設・更新する場合には、エネルギー損失の少ない機器を採用するとともに、電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、受変電設備の配置、配電圧、設備容量を決定すること。</p> <p>イ. 特定エネルギー消費機器に該当する受変電設備に係る機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用すること。</p> <p>ウ. BEMSの採用により、電気及び燃料を使用する設備や空気調和設備等を総合的に管理し評価すること。</p>

## (5) 発電専用設備及びコージェネレーション設備に関する事項 ((5)―2に該当するものを除く。)

① 発電専用設備及びコージェネレーション設備の管理	② 発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録	③ 発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検	④ 発電専用設備、コージェネレーション設備の新設に当たった措置
<p>ア. ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン等専ら発電のみに供される設備（以下「発電専用設備」という。）にあつては、高効率の運転を維持できるよう管理標準を設定して運転の管理をすること。また、複数の発電専用設備の並列運転に際しては、個々の機器の特性を考慮の上、負荷の増減に応じて適切な配分がなされるように管理標準を設定し、総合的な効率の向上を図ること。</p> <p>イ. コージェネレーション設備に使用されるガスタービン、ガスエンジン、ディーゼルエンジン等の運転の管理は、管理標準を設定して、発生する熱及び電気が十分に利用されるよう負荷の増減に応じ総合的な効率を高めるものとする。また、複数のコージェネレーション設備の並列運転に際しては、個々の機器の特性を考慮の上、負荷の増減に応じて適切な配分がなされるように管理標準を設定し、総合的な効率の向上を図ること。</p>	<p>発電専用設備及びコージェネレーション設備については、補機等を含めた総合的な効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に計測を行い、その結果を記録すること。</p>	<p>発電専用設備及びコージェネレーション設備を利用する場合には、補機等を含めた総合的な効率を高い状態に維持するように保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。</p>	<p>ア. 発電専用設備を新設する場合には、電力の需要実績と将来の動向について十分検討を行い、適正規模の設備容量のものを採用すること。</p> <p>イ. 発電専用設備を新設する場合には、国内の火力発電専用設備の平均的な受電端発電効率と比較し、年間で著しくこれを下回らないものを採用すること。</p> <p>ウ. コージェネレーション設備を新設・更新する場合には、熱及び電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、年間を総合して廃熱及び電力の十分な利用が可能であることを確認し、適正な種類及び規模のコージェネレーション設備の設置を行うこと。</p>

## (5)―2 太陽光発電設備等に関する事項

<p>太陽光発電設備等を設置する場合には、当該設備から供給される電気の量を適切に把握するとともに、発電効率を高い状態に維持するように保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。</p>
---

## (6) 事務用機器、民生用機器に関する事項

① 事務用機器の管理	—	② 事務用機器の保守及び点検	③ 事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たった措置
<p>事務用機器の管理は、不要運転等がなされないよう管理標準を設定して行うこと。</p>	<p>—</p>	<p>事務用機器については、必要に応じ定期的に保守及び点検を行うこと。</p>	<p>ア. 缶・ボトル飲料自動販売機を新設・更新する場合には、センサーやタイマーの活用により、夜間、休日等の販売しない時間帯の運転停止、照明の自動点消灯等の利用状況に応じた</p>

				<p>効率的な運転を行うこと。</p> <p>イ、特定エネルギー消費機器に該当する事務用機器、民生用機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用すること。</p>
<b>(7) 業務用機器に関する事項</b>				
<b>① 業務用機器の管理</b>	<b>② 業務用機器に関する計測及び記録</b>	<b>③ 業務用機器の保守及び点検</b>	<b>④ 業務用機器の新設に当たつての措置</b>	
<p>厨房機器、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、ショーケース、医療機器、放送機器、通信機器、電子計算機、実験装置、遊戯用機器等の業務用機器の管理は、季節や曜日、時間帯、負荷量、不要時等の必要な事項について管理標準を設定して行うこと。</p>	<p>業務用機器の稼働状態の把握及び改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。</p>	<p>業務用機器は、保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。</p>	<p>ア、業務用機器を新設・更新する場合には、エネルギー効率の高い機器を選定すること。</p> <p>イ、熱を発生する業務用機器を新設・更新する場合には、空調区画の限定や外気量の制限等により空気調和の負荷を増大させないようにすること。また、ダクトの使用や装置に熱媒体を還流させるなどをして空気調和区画外に直接熱を排出し、空気調和の負荷を増大させないようにすること。</p> <p>ウ、特定エネルギー消費機器に該当する業務用機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用すること。</p>	
<b>(8) その他エネルギーの使用の合理化に関する事項</b>				
<p>事業場の居室等を賃貸している事業者（以下「賃貸事業者」という。）と事業場の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）は、共同してエネルギーの使用の合理化に関する活動を推進するとともに、賃貸事業者は、賃借事業者のエネルギーの使用の合理化状況が確認できるようにエネルギー使用量の把握を行い、賃借事業者に情報提供すること。その際、計量設備がある場合は計量値とし、計量設備がない場合は合理的な算定方法に基づいた推計値とすること。</p>				

※以下、省略。

## 工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準（抄）

令和5年3月31日 経済産業省告示第28号

**I 非化石エネルギーへの転換の基準****I-1 全ての事業者が取り組むべき事項**

工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）においてエネルギーを使用して事業を行う者（以下「事業者」という。）は、非化石エネルギーの供給の状況、当該事業者の工場等における電気の需要の最適化に資する措置に関する事業者の指針（平成25年経済産業省告示第271号）に従って講じた措置の状況その他の事情に応じて、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、その設置している全ての工場等（連鎖化事業者（当該連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。）にあつては、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等（以下「加盟している工場等」という。）を含み、認定管理統括事業者にあつては、その設置している工場等（当該認定管理統括事業者が連鎖化事業者である場合にあつては、加盟している工場等を含む。）及びその管理関係事業者が設置している工場等（当該管理関係事業者が連鎖化事業者である場合にあつては、加盟している工場等を含む。）を含む。以下同じ。）を俯瞰し、次のI-1及びI-2に定める取組を行うことにより非化石エネルギーへの転換を行うこと。

**（1）取組方針の策定**

事業者は、その設置している全ての工場等における非化石エネルギーへの転換に関する取組方針（特定事業者、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。

以下同じ。）及び認定管理統括事業者にあつては、中長期的な計画を含む。管理関係事業者にあつては、認定管理統括事業者が作成する中長期的な計画を含む。

以下「取組方針」という。）を、定めること。

その際、取組方針には、非化石エネルギーへの転換に関する目標及び当該目標を達成するために実施する取組事項に関する方針を含むこと。

**（2）管理体制の整備**

事業者は、その設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的な非化石エネルギーへの転換を図るための管理体制を整備すること。

管理関係事業者にあつては、その認定管理統括事業者と一体で非化石エネルギーへの転換を図るための管理体制とすること。

**（3）資金・人材の確保**

事業者は、非化石エネルギーへの転換を図るために必要な資金・人材を確保すること。

**（4）取組方針の遵守状況の確認等**

事業者は、客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。

なお、その評価結果が不十分である場合には改善を行うこと。

**（5）取組方針の精査等**

事業者は、取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。

**(6) 文書管理による状況把握**

事業者は、(1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(4)取組方針の遵守状況の確認等及び(5)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。

**(7) 非化石エネルギーへの転換に資する取組に関する情報の開示**

事業者は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく定期の報告における非化石エネルギーへの転換の取組等に関する情報の開示について検討すること。

**I-2 工場等において取り組むべき事項****(1) 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事項**

※以下、本文を一覧表にしたものです。

分野	(1-1) 燃料に関する事項	(1-2) 熱に関する事項	(1-3) 電気に関する事項	(1-4) その他に関する事項
	<p>ア. 事業者は、発電専用設備、コージェネレーション設備、ボイラー若しくは工業炉等の燃料の燃焼を行う設備（以下「燃焼設備」という。）又は燃料電池設備を新設又は更新する場合には、非化石燃料の使用に対応した設備を選定すること。</p> <p>イ. 事業者は、燃焼設備又は燃料電池設備を使用する場合には、当該燃焼設備又は燃料電池設備で使用する水素、アンモニア、バイオマスその他の非化石燃料の使用割合を向上すること。</p>	<p>ア. 事業者は、熱利用設備を新設又は更新する場合には、地熱利用設備、温泉熱利用設備、太陽熱利用設備、雪氷熱利用設備その他の非化石熱の使用に対応した設備を選定すること。</p> <p>イ. 事業者は、冷暖房等の空気調和設備の稼働について、非化石熱の使用割合を向上すること。</p> <p>ウ. 事業者は、エネルギー供給事業者から調達する熱について非化石エネルギーの割合が高いものを選択すること。</p> <p>エ. 事業者は、次に掲げる証書その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等の無効化又は償却等に努めること。</p> <p>① 平成20年10月21日の地球温暖化対策推進本部決定に基づき実施された国内クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量（非化石熱の使用により削減された温室効果ガスの量に限る。以下「非化石熱由来国内クレジット」という。）</p> <p>② オフセット・クレジット制度（国内における他の者の温室効</p>	<p>ア. 事業者は、発電設備を新設又は更新する場合には、太陽光発電設備、自家消費率の向上に寄与する蓄電池その他の非化石電気の使用に対応した設備を選定すること。</p> <p>イ. 事業者は、エネルギー供給事業者から調達する電気について、非化石エネルギーの割合が高いものを選択すること。</p> <p>ウ. 事業者は、次に掲げる証書その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等の無効化又は償却等に努めること。</p> <p>① 平成20年10月21日の地球温暖化対策推進本部決定に基づき実施された国内クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量（非化石電気の使用により削減された温室効果ガスの量に限る。以下「非化石電気由来国内クレジット」という。）</p> <p>② 非化石証書（エネルギー供給事業者によるエネルギー</p>	<p>ア. 事業者は、非化石エネルギーへの転換に資する技術の導入を目指して、必要に応じ他の者と連携しつつ、技術開発及び実証の実施に努めること。</p>

		<p>果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量（温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあつては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたものとする。以下同じ。）の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であつて環境省が運営するものが、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間において、温室効果ガスの量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかったものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。以下同じ。）において認証をされた温室効果ガスの量（非化石熱の使用により削減された温室効果ガスの量に限る。以下「非化石熱由来オフセット・クレジット」という。）</p> <p>③ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度（国内における他の者の二酸化炭素の排出の抑制に寄与する取組（非化石エネルギーを活用するものに限る。）により削減された二酸化炭素の量の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であつて環境省及び経済産業省が運営するものが、二酸化炭素の量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減がされなかったものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。以下同じ。）において認証をされた二酸化炭素の量（非化石熱の使用により削減された二酸化炭素の量に限る。以下「認証済グリーン熱証明書」という。）</p> <p>④ J-クレジット制度（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（国</p>	<p>源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成22年経済産業省令第43号）第4条第1項第2号に規定するもの（二酸化炭素を回収し、及び貯蔵する措置（これに相当する措置を含む。）を証する価値を、除く。）をいう。以下同じ。）</p> <p>③ オフセット・クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量（非化石電気の使用により削減された温室効果ガスの量に限る。以下「非化石電気由来オフセット・クレジット」という。）</p> <p>④ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証をされた二酸化炭素の量（非化石電気の使用により削減された二酸化炭素の量に限る。以下「認証済グリーン電力証書」という。）</p> <p>⑤ J-クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量（非化石電気の使用により削減された温室効果ガスの量に限る。以下「非化石電気由来J-クレジット」という。）</p>	
--	--	---	--	--

		<p>内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量の算定等に関し環境省経済産業省及び農林水産省又は地方公共団体が、平成25年4月1日から令和13年3月31日までの間において、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかった温室効果ガスの量として認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。）において認証をされた温室効果ガスの量（非化石熱の使用により削減された温室効果ガスの量に限る。以下「非化石熱由来J-クレジット」という。）</p>		
--	--	--	--	--

※以下、省略。



## 参考資料 5

### ■ 特定事業者（教育委員会）一覧表

特定事業者一覧(教育委員会)①

※2024年度報告定期報告書記載の事業者の名称

- 北海道教育委員会
- 青森県教育委員会
- 岩手県教育委員会
- 宮城県教育委員会
- 秋田県教育委員会
- 山形県教育委員会
- 福島県教育委員会
- 茨城県教育委員会
- 栃木県教育委員会
- 群馬県教育委員会
- 埼玉県教育局
- 千葉県教育委員会
- 東京都教育委員会
- 神奈川県教育委員会
- 新潟県教育委員会
- 富山県教育委員会
- 石川県教育委員会
- 福井県教育委員会
- 山梨県教育委員会
- 長野県教育委員会事務局
- 岐阜県教育委員会
- 静岡県教育委員会
- 愛知県教育委員会
- 三重県教育委員会
- 滋賀県教育委員会
- 京都府教育委員会
- 大阪府教育庁
- 兵庫県教育委員会
- 奈良県教育委員会
- 和歌山県教育委員会
- 鳥取県教育委員会
- 島根県教育委員会
- 岡山県教育委員会
- 広島県教育委員会
- 山口県教育委員会
- 徳島県教育委員会
- 香川県教育委員会
- 愛媛県教育委員会
- 高知県教育委員会
- 佐賀県教育委員会
- 長崎県教育委員会
- 熊本県教育委員会
- 大分県教育委員会
- 宮崎県教育委員会
- 鹿児島県教育委員会
- 沖縄県教育委員会
- 北広島市教育委員会
- 旭川市教育委員会
- 遠軽町教育委員会
- 音更町教育委員会
- 釧路市教育委員会
- 恵庭市教育委員会
- 江別市教育委員会
- 札幌市教育委員会
- 士別市教育委員会
- 室蘭市教育委員会
- 小樽市教育委員会
- 石狩市教育委員会
- 千歳市教育委員会
- 帯広市教育委員会
- 滝川市教育委員会
- 稚内市教育委員会
- 苫小牧市教育委員会
- 函館市教育委員会
- 別海町教育委員会
- 北見市教育委員会
- 紋別市教育委員会
- むつ市教育委員会
- 弘前市教育委員会
- 青森市教育委員会
- 八戸市教育委員会
- 宮古市教育委員会
- 一関市教育委員会
- 奥州市教育委員会
- 花巻市教育委員会
- 盛岡市教育委員会
- 北上市教育委員会
- 石巻市教育委員会
- 栗原市教育委員会
- 仙台市教育委員会
- 大崎市教育委員会
- 登米市教育委員会
- 横手市教育委員会
- 秋田市教育委員会
- 大館市教育委員会
- 大仙市教育委員会
- 湯沢市教育委員会
- 能代市教育委員会
- 由利本荘市教育委員会
- 山形市教育委員会
- 酒田市教育委員会
- 鶴岡市教育委員会
- 米沢市教育委員会
- いわき市教育委員会
- 会津若松市教育委員会
- 郡山市教育委員会
- 福島市教育委員会
- 神栖市教育委員会
- つくば市教育委員会
- ひたちなか市教育委員会
- 水戸市教育委員会
- 取手市教育委員会
- 古河市教育委員会
- 石岡市教育委員会
- 筑西市教育委員会
- 土浦市教育委員会
- 日立市教育委員会
- 大田原市教育委員会
- 栃木市教育委員会
- 宇都宮市教育委員会
- 佐野市教育委員会
- 鹿沼市教育委員会
- 足利市教育委員会
- 小山市教育委員会
- 真岡市教育委員会
- 那須塩原市教育委員会
- 日光市教育委員会
- 伊勢崎市教育委員会
- 館林市教育委員会
- 桐生市教育委員会
- 群馬県太田市教育委員会
- 高崎市教育委員会
- 渋川市教育委員会
- 前橋市教育委員会
- さいたま市教育委員会
- ふじみ野市教育委員会
- 三郷市教育委員会
- 越谷市教育委員会
- 狭山市教育委員会
- 熊谷市教育委員会
- 戸田市教育委員会
- 新座市教育委員会
- 草加市教育委員会
- 入間市教育委員会
- 春日部市教育委員会
- 所沢市教育委員会
- 上尾市教育委員会
- 深谷市教育委員会
- 川越市教育委員会
- 川口市教育委員会
- 朝霞市教育委員会
- 富士見市教育委員会
- 鴻巣市教育委員会
- 印西市教育委員会
- 君津市教育委員会
- 鎌ヶ谷市教育委員会
- 浦安市教育委員会
- 我孫子市教育委員会
- 佐倉市教育委員会
- 市原市教育委員会
- 市川市教育委員会
- 習志野市教育委員会
- 松戸市教育委員会
- 成田市教育委員会
- 千葉市教育委員会
- 船橋市教育委員会
- 柏市教育委員会
- 八千代市教育委員会
- 木更津市教育委員会
- 野田市教育委員会
- 流山市教育委員会
- あきる野市教育委員会
- 葛飾区教育委員会
- 江戸川区教育委員会
- 江東区教育委員会
- 港区教育委員会
- 荒川区教育委員会
- 三鷹市教育委員会
- 渋谷区教育委員会
- 新宿区教育委員会
- 小金井市教育委員会
- 福生市教育委員会
- 小平市教育委員会
- 昭島市教育委員会
- 杉並区教育委員会
- 世田谷区教育委員会
- 西東京市教育委員会
- 青梅市教育委員会
- 千代田区教育委員会
- 足立区教育委員会
- 多摩市教育委員会
- 東京都台東区教育委員会
- 大田区教育委員会
- 中央区教育委員会
- 中野区教育委員会
- 町田市教育委員会
- 調布市教育委員会
- 東久留米市教育委員会
- 東京都日野市教育委員会
- 東村山市教育委員会
- 八王子市教育委員会
- 板橋区教育委員会
- 品川区教育委員会
- 府中市教育委員会
- 武蔵野市教育委員会

特定事業者一覧(教育委員会)②

※2024年度報告定期報告書記載の事業者の名称

- ・武蔵野市教育委員会
- ・文京区教育委員会
- ・豊島区教育委員会
- ・東京都北区教育委員会
- ・墨田区教育委員会
- ・目黒区 教育委員会
- ・立川市教育委員会
- ・練馬区教育委員会
- ・綾瀬市教育委員会
- ・横須賀市教育委員会
- ・横浜市教育委員会
- ・鎌倉市教育委員会
- ・茅ヶ崎市教育委員会
- ・厚木市教育委員会
- ・小田原市教育委員会
- ・川崎市教育委員会
- ・相模原市教育委員会
- ・大和市教育委員会
- ・藤沢市教育委員会
- ・平塚市教育委員会
- ・燕市教育委員会
- ・佐渡市教育委員会
- ・三条市教育委員会
- ・糸魚川市教育委員会
- ・十日町市教育委員会
- ・上越市教育委員会
- ・新潟市教育委員会
- ・新発田市教育委員会
- ・村上市教育委員会
- ・長岡市教育委員会
- ・柏崎市教育委員会
- ・魚津市教育委員会
- ・高岡市教育委員会
- ・黒部市教育委員会
- ・射水市教育委員会
- ・砺波市教育委員会
- ・富山市教育委員会
- ・加賀市教育委員会
- ・金沢市教育委員会
- ・小松市教育委員会
- ・白山市教育委員会
- ・七尾市教育委員会
- ・石川県野々市市教育委員会
- ・越前市教育委員会
- ・坂井市教育委員会
- ・敦賀市教育委員会
- ・福井市教育委員会
- ・甲斐市教育委員会
- ・甲府市教育委員会
- ・南アルプス市教育委員会
- ・長野市教育委員会
- ・安曇野市教育委員会
- ・佐久市教育委員会
- ・松本市教育委員会
- ・上田市教育委員会
- ・飯田市教育委員会
- ・千曲市教育委員会
- ・岐阜市教育委員会
- ・各務原市教育委員会
- ・大垣市教育委員会
- ・岐阜県瑞穂市教育委員会
- ・磐田市教育委員会
- ・島田市教育委員会
- ・掛川市教育委員会
- ・三島市教育委員会
- ・沼津市教育委員会
- ・焼津市教育委員会
- ・静岡市教育委員会
- ・袋井市教育委員会
- ・浜松市教育委員会
- ・富士宮市教育委員会
- ・富士市教育委員会
- ・一宮市教育委員会
- ・稲沢市教育委員会
- ・刈谷市教育委員会
- ・春日井市教育委員会
- ・小牧市教育委員会
- ・西尾市教育委員会
- ・東海市教育委員会
- ・日進市教育委員会
- ・半田市教育委員会
- ・碧南市教育委員会
- ・豊橋市教育委員会
- ・豊川市教育委員会
- ・豊田市教育委員会
- ・名古屋市教育委員会
- ・伊勢市教育委員会
- ・桑名市教育委員会
- ・四日市市教育委員会
- ・松阪市教育委員会
- ・津市教育委員会
- ・鈴鹿市教育委員会
- ・草津市教育委員会
- ・高島市教育委員会
- ・長浜市教育委員会
- ・甲賀市教育委員会
- ・大津市教育委員会
- ・東近江市教育委員会
- ・彦根市教育委員会
- ・近江八幡市教育委員会
- ・栗東市教育委員会
- ・宇治市教育委員会
- ・京都市教育委員会
- ・城陽市教育委員会
- ・長岡京市教育委員会
- ・交野市教育委員会
- ・東大阪市教育委員会
- ・守口市教育委員会
- ・茨木市教育委員会
- ・羽曳野市教育委員会
- ・高槻市教育委員会
- ・堺市教育委員会
- ・寝屋川市教育委員会
- ・吹田市教育委員会
- ・泉佐野市教育委員会
- ・大阪市教育委員会
- ・八尾市教育委員会
- ・紀の川市教育委員会
- ・大阪府富田林市教育委員会
- ・豊中市教育委員会
- ・枚方市教育委員会
- ・箕面市教育委員会
- ・大阪府和泉市教育委員会
- ・芦屋市教育委員会
- ・伊丹市教育委員会事務局
- ・加古川市教育委員会
- ・神戸市教育委員会
- ・西宮市教育委員会
- ・川西市教育委員会
- ・尼崎市教育委員会
- ・姫路市教育委員会
- ・宝塚市教育委員会
- ・豊岡市教育委員会
- ・明石市教育委員会
- ・生駒市教育委員会
- ・奈良市教育委員会
- ・和歌山市教育委員会
- ・鳥取市教育委員会
- ・米子市教育委員会
- ・出雲市教育委員会
- ・松江市教育委員会
- ・岡山市教育委員会
- ・倉敷市教育委員会
- ・津山市教育委員会
- ・呉市教育委員会
- ・広島市教育委員会
- ・三原市教育委員会
- ・三次市教育委員会
- ・東広島市教育委員会
- ・廿日市市教育委員会
- ・尾道市教育委員会
- ・福山市教育委員会
- ・岩国市教育委員会
- ・下関市教育委員会
- ・山口市教育委員会
- ・周南市教育委員会
- ・宇部市教育委員会
- ・防府市教育委員会
- ・徳島市教育委員会
- ・阿南市教育委員会
- ・丸亀市教育委員会
- ・高松市教育委員会
- ・三豊市教育委員会
- ・今治市教育委員会
- ・宇和島市教育委員会
- ・四国中央市教育委員会
- ・松山市教育委員会
- ・西条市教育委員会
- ・高知市教育委員会
- ・糸島市教育委員会
- ・久留米市教育委員会
- ・飯塚市教育委員会
- ・福岡市教育委員会
- ・北九州市教育委員会
- ・筑紫野市教育委員会
- ・佐賀市教育委員会
- ・唐津市教育委員会
- ・佐世保市教育委員会
- ・長崎市教育委員会
- ・熊本市教育委員会
- ・八代市教育委員会
- ・日田市教育委員会
- ・佐伯市教育委員会
- ・宮崎市教育委員会
- ・大分市教育委員会
- ・延岡市教育委員会
- ・都城市教育委員会
- ・鹿屋市教育委員会
- ・鹿児島市教育委員会
- ・霧島市教育委員会
- ・うるま市教育委員会
- ・宜野湾市教育委員会
- ・浦添市教育委員会
- ・沖縄市教育委員会
- ・那覇市教育委員会





## 参考資料 6

### ■省エネ法にかかるQ&A

## 省エネ法にかかるQ&A

### ●非化石燃料と非化石エネルギーの違いは何か。

非化石燃料は薪・炭・バイオマスなどの燃料を示し、非化石エネルギーは非化石の（燃料・熱・電気）すべてを示します。

### ●原油換算値とは何か。

燃料や熱、電気などのエネルギーを、原油相当にみなして算出する際に使われる係数のことです。原油、電気、ガソリンなどさまざまであるため、便宜上原油に換算してエネルギーの量を合算することで、エネルギーの種別によらず、使用エネルギーの総量が算出できます。

### ●アグリゲーターとは何か。

アグリゲーターとは、発電された電力の需要を調整し、安定供給を実現させる事業者のことです。複数の再エネ発電設備で発電した電力を収集し一括管理することで、電力供給の安定化や効率化を図ります。

### ●教育委員会が実施できる「非化石エネルギーへの転換」は、具体的にどのような手法があるか。

太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマス熱利用、地中熱利用設備などを導入することや、電力事業者と契約する際に非化石エネルギーの割合の高い事業者を選ぶ等があります。



## 参考資料 7

### ■省エネ関係情報

## 省エネ関係情報



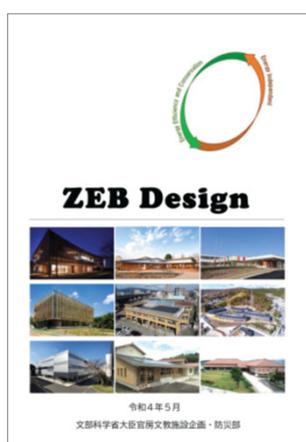
「2050年カーボンニュートラルの実現に資する学校施設のZEB化の推進について」報告書の公表について

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523\\_00006.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523_00006.htm)



学校施設のZEB化の手引き

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/ecoschool/detail/mext\\_02655.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/mext_02655.html)



ZEB Design

公立小中学校、国立大学、私立大学、その他公共施設やオフィス等のZEBの事例集

<https://www.mext.go.jp/content/000185447.pdf>



省エネ法の手引き（工場・事業場編）  
～改正省エネ法対応版～

経済産業省資源エネルギー庁

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/media/data/shoene\\_tebiki\\_01.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/data/shoene_tebiki_01.pdf)



省エネルギー法 定期報告書・中長期計画書  
（特定事業者等）記入要領

経済産業省資源エネルギー庁

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/kojo-kinyuvorvo24.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/kojo-kinyuvorvo24.pdf)



## &lt;国等&gt;

- ・ 地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議）  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/datsutanso/pdf/20210609\\_chiiki\\_roadmap.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/datsutanso/pdf/20210609_chiiki_roadmap.pdf)
- ・ 地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）  
<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>
- ・ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和3年10月22日閣議決定）  
<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/chokuisenryaku.html>
- ・ 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和3年10月22日閣議決定）  
[https://www.env.go.jp/earth/report/h31-01/post\\_7.html](https://www.env.go.jp/earth/report/h31-01/post_7.html)
- ・ 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領（令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）  
<https://www.env.go.jp/press/110088.html>
- ・ 第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）  
<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218001/20250218001.html>
- ・ GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）  
<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002.html>
- ・ ZEB PORTAL(環境省ホームページ)  
<https://www.env.go.jp/earth/zeb/index.html>
- ・ 2023年4月施行の「改正省エネ法」、何が変わった？
- ・ [https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/joho/teikyo/shoene\\_houkaisei2023.html](https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/joho/teikyo/shoene_houkaisei2023.html)

## &lt;文部科学省&gt;

- ・ 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備について（平成8年3月環境を考慮した学校施設に関する調査研究協力者会議）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/006/toushin/020301.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/006/toushin/020301.htm)
- ・ 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の今後の推進方策について（最終報告）（平成21年3月）（学校施設整備指針作成に関する調査研究協力者会議）  
<https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/ecosaisyuu.pdf>
- ・ すべての学校でエコスクールづくりを目指して－既存学校施設のエコスクール化のための事例集－（平成22年5月環境を考慮した学校づくり検討部会）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/ecoschool/detail/1294138.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/1294138.htm)
- ・ 環境教育に活用できる学校づくり実践事例集（平成23年9月文部科学省）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/ecoschool/detail/1311403.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/1311403.htm)
- ・ 学校ゼロエネルギー化推進方策検討委員会報告書（平成24年5月学校ゼロエネルギー化推進方策検討委員会）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/020/index.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/020/index.htm)
- ・ 学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～（平成25年3月学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1331925.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1331925.htm)
- ・ 環境を考慮した学校施設づくり事例集－継続的に活用するためのヒント－（令和2年3月学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1421996\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1421996_00001.htm)
- ・ 文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和3年3月文部科学省）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/infra/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/infra/index.htm)
- ・ 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告）（令和4年3月学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523_00004.htm)

<国立教育政策研究所>

<https://www.nier.go.jp/shisetsu/html/04.html>

- ・ 太陽光の恵みを子どもたちが学び育むために～学校への太陽光発電導入ガイドブック～（平成21年7月）  
<https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/taiyoukou.pdf>
- ・ 校舎のエコ改修の推進のために～モデルプランにおける環境対策のシミュレーション結果～－学校施設の環境に関する基礎的調査研究報告書－（平成21年8月）  
<https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/modelplan.pdf>
- ・ 校舎のエコ改修の推進のために～モデルプランにおける環境対策のシミュレーション結果～－学校施設の環境に関する基礎的調査研究報告書(概要版)－（平成21年8月）  
<https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/modelgaiyou.pdf>

校舎のエコ改修の推進のために～モデルプランにおける環境対策のシミュレーション結果(全国版)～（平成21年11月）  
<https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/allmodelplan.pdf>

- ・ 学校施設(体育館)のエコ改修の推進のために～エコ改修メニューとモデルプランにおけるシミュレーション結果～（平成24年3月）  
<https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/taiikukan.pdf>

学校施設における再生可能エネルギー活用事例集～熱利用分野～（平成26年2月）  
<https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/netsuriyoubunya.pdf>

学校施設のエネルギー使用実態等調査報告書（平成29年6月）  
<https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/energyresearch.pdf>

- ・ 学校施設のエネルギー使用実態等調査報告書（平成30年度）（令和元年10月）  
[https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/201910-01\\_energy\\_research\\_H30\\_summary.pdf](https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/201910-01_energy_research_H30_summary.pdf)
- ・ 学校施設のエネルギー使用実態等調査報告書（令和元年度）（令和2年9月）  
[https://www.nier.go.jp/shisetsu/html/pdf/20200930-01\\_r01.pdf](https://www.nier.go.jp/shisetsu/html/pdf/20200930-01_r01.pdf)

- ・ 学校施設のエネルギー使用実態等調査フォローアップ報告書（令和3年3月）  
[https://www.nier.go.jp/shisetsu/html/pdf/20210408-01\\_r03.pdf](https://www.nier.go.jp/shisetsu/html/pdf/20210408-01_r03.pdf)

<その他>

- ・ 省エネ・再エネ東京仕様（令和5年1月改正東京都理財局）  
<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/ondanka/shoenesaiene/>
- ・ 東京都環境局東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）  
[https://www.tokyo-co2down.jp/wp-content/uploads/2021/03/school\\_re.pdf](https://www.tokyo-co2down.jp/wp-content/uploads/2021/03/school_re.pdf)

## 参考資料 8

- 「学校等における省エネルギー推進・継続するための手引き(仮称)」の作成について

## 「学校等における省エネルギー推進・継続するための手引き(仮称)」 の作成について

### 1. 趣旨

改正省エネ法に対応するよう、定期報告書・中長期報告書の作成手引き・留意点を改訂するとともに、近年の設備機器設置状況等に合わせるよう、学校現場で取り組むことのできる省エネルギー対策・管理手法の見直しを行うため、専門家の知見・経験から、実用的かつ具体的な「学校等における省エネルギー推進・継続するための手引き(仮称)」を作成する際に助言等を求める。

### 2. 対象事項

「学校等における省エネルギー推進・継続するための手引き(仮称)」の作成について

### 3. 実施方法

- (1) 別紙の者の協力を得て、上記 2.に掲げる事項について助言等を求める。
- (2) 「学校等における省エネルギー推進・継続するための手引き(仮称)」作成に当たっては、別紙以外の者の協力を得ることができる。

### 4. 実施期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日までとする。

### 5. その他

「学校等における省エネルギー推進・継続するための手引き(仮称)」の作成に関する庶務は、大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課において処理する。

(別紙)

「学校等における省エネルギー推進・継続するための手引き」作成協力者

伊香賀 俊治 慶應義塾大学名誉教授・一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター理事長

亀村 豊 川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室担当課長

久保 久志 株式会社東畑建築事務所名古屋オフィス設計室主管

鈴木 伸隆 一般財団法人省エネルギーセンターマネージャー

百田 真史 東京電機大学未来科学部建築学科教授

(以上5名、五十音順、敬称略)

イラスト作成協力：中村 有希



問い合わせ先

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号  
TEL : 03-5253-4111 (内線 3696)